

イギリスにおける受託者概念の変遷

南山大学法学部教授 佐藤 勤

目 次

- | | |
|--|--------------------------------|
| 1 はじめに | 関の関与 |
| 2 イギリスにおける信託制度の発展 | 4 公受託者の機能と役割 |
| (1) 信託法制の確立 | (1) 公受託者制度の創設の目的とその機能 |
| (2) 信託の利用形態の多様化および拡大 | (2) 公受託者とは |
| (3) 経済状況の変化に伴う信託利用の拡大…
農業社会(個人の富が土地)から商業・工業・
金融(個人の富が金銭)を主とする社会へ | 5 公受託者創設における二つの課題 |
| (4) 社会状況の変化に伴う信託利用の拡大 | (1) 受託者に対する報酬 |
| (5) 中流階級による信託利用の特色 | (2) 法人の受託者適格性 |
| (6) 受託者義務の緩和 | 6 1906年公受託者法 |
| (7) ビクトリア朝時代の信託の利用形態 | (1) 1906年公受託者法の成立 |
| (8) 受託者概念の進化 | (2) 公受託者制度の概要 |
| (9) 社会および経済の変質に伴う受託者役
割・機能の変化 | (3) 公受託者の創設 |
| 3 受託者の担い手と受託者規制 | (4) 公受託者の官職(機能を含む)および機
関の変遷 |
| (1) 受託者の資格 | (5) 公受託者の機能と権限 |
| (2) 信託法人 | (6) 公受託者の指名(選任)方法 |
| (3) 信託財産の管理に関する受益者救済 | (7) 公受託者に対する特則 |
| (4) 受託者の監督に関する公的または司法機 | 7 最後に |
| | (1) 我が国の現状 |
| | (2) 家族信託を普及させるための課題 |

1 はじめに

我が国の信託法は、1922年に制定されて以来、2006年の信託法改正までの80以上にわたって実質的な改正がされないまま至っていた。その間においても、1943年には、戦時立法として信託会社と銀行とを整理・統合する

目的で「普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律」(昭和18年法律43号。なお、この法律は、その後、幾度となく名称が変更され、現在は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」となった)、1951年に証券投資信託に関する「証券投資信託法」(昭和26年法律198号。なお、この法律は、その後、幾度となく名称が変更され、現在は

「投資信託及び投資法人に関する法律」となった)、1952年には、基幹産業育成のための資金供給の仕組みの創設のための「貸付信託法」(昭和27年法律195号)が制定され、商事分野の信託法制が整備された。

そこで、2004年に開催された第143回法制審議会において、1922年に制定された旧法(大正11年法律62号)を全面的に見直し、その現代化を図ることを目的とする諮問が行われ、専門部会として、信託法部会が設置された。同部会は、2005年7月26日に、「信託法改正要綱試案」(以下「要綱試案」という)を取りまとめ、その「補足説明」とともに、公表された。

「補足説明」では、「この間の社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになってきているほか、資産の流動化目的の信託など、信託法が制定された当時には想定されていなかった形態での信託の活用も図られるようになってきており、このような変化に十分に対応できるように、信託法を見直す必要が生じている」と、新たな信託法を制定する理由を述べている。

要綱試案は、法制審議会の第148回総会において、「信託法改正要綱」として決定され、法務大臣に答申された。この信託法改正要綱が基礎となり、2008年12月8日に国会で承認され、現在の信託法(平成18年法律108号)が成立した。

このように、我が国の信託は、信託発祥の国であるイギリスと異なり、社会の変遷の影響を受けて、生まれ、発展した制度ではなく、企業活動、特に金融商品と結びついた制度として政策的に導入され、発展し続けている制度である。

そこで、本研究では、原点に立ち戻り、現在の我が国の社会状況・経済状況を鑑み、どのような信託制度・規制が望まれるかを検討する。ただし、検討すべき範囲が広範に及ぶことから、信託制度がどのような社会状況・経済状況に対応して発展し、制度が変遷した

かについて、イギリスの信託制度の発展の歴史を考察する。最後に、我が国において、どのような信託が望まれ、その信託を普及させるための課題、解決策を検討する。

2 イギリスにおける信託制度の発展

(1) 信託法制の確立

ビクトリア朝時代(1837~1901)の初期には、信託制度は、既に法が制定、整備され、イギリスの社会や文化においても定着していた⁽¹⁾。当時、信託は、家族の財産保全、および長期にわたり家族を養うために利用されていた。我が国でいうところの民事信託として利用されていた。この時期までには、信託の基本的な理論はほとんど確立し、信託に関する多くの法律が制定されていた⁽²⁾。

(2) 信託の利用形態の多様化および拡大

ビクトリア朝時代以前には、次のように、民事の領域で信託が利用されていた。

まず、18世紀から19世紀にかけて、信託は、家族の次世代の利益のため、つまり次世代に財産を承継するため、富裕な土地所有者によって利用されていた。例えば、不動産は、進化した伝統的な継承的財産設定(settlement)⁽³⁾によって、各世代の最年長者に対し、その者が生存している間に限り与えられ(生涯不動産権[life estate][収益受益権])、その者の死後、その息子らに与えられた(残余権[remainder][元本受益権])。なお、継承的財産設定の設定者は、家族の各構成者の利益のため、財産(信託財産)を増加させる優越的な権限を与えられていた⁽⁴⁾。

また、信託は、既婚の女性は結婚している間、独自に財産を保有することはできないという、コモン・ローの制限⁽⁵⁾を避けるためにも利用されていた。このルールは、妻を受益者とする信託を設定することによって、回避できた。

さらに、19世紀には、信託は、クラブ、共

済組合⁽⁶⁾および労働組合のような権利能力なき社団の発展に重要な役割を果たしていた。権利能力なき社団は法人格を有しないので、財産を所有することはできない。そのため、これらの社団は、信託を利用することによって、財産を所有し⁽⁷⁾、発展を遂げていった。

なお、19世紀に信託がどの程度利用されていたかについては、信託は登録する必要がなく、かつ投資や改良等によって、信託財産の価値を大きく変動させることのできる純粋な私的な仕組みなので、明らかではない。しかし、19世紀の半ばである1857年には、早くも、信託は生活にもっとも関係する制度の一つとなり、かつ受託者および受益者の地位は、最も一般的に必要なものであると、指摘されている⁽⁸⁾。また、1895年には、土地はもちろん、多額の個人財産が信託され、イギリスにおける財産の10%ほどが信託されていたと考えられている⁽⁹⁾。

また、レオナルド卿 (Lord St. Lonards) は、ビクトリア朝時代において信託関係より重要なものはないと指摘している⁽¹⁰⁾。さらに、フレデリック・ウィリアム・メイトランド (Frederic William Maitland) は、20世紀初頭の公刊物において、私たちにとって、信託は文化的な生活にとって欠くことのできないものであると指摘している⁽¹¹⁾。

このように、19世紀終わりには、多くの人々が信託に関心を持つようになり、受託者の地位は社会において不可欠である概念となっていった。そのため、受託者の権限、義務および責任の問題が無視できない法律上の重要な問題となっていた。

(3) 経済状況の変化に伴う信託利用の拡大…

農業社会(個人の富が土地)から商業・工業・金融(個人の富が金銭)を主とする社会へ
信託は財産を基礎とする関係であることから、18世紀には、貧しい者が利用する制度ではなく、もっぱら上級階級や地主層が利用する制度であった。しかし、その後のビクトリ

ア朝時代においては、新たに発生した中流階級⁽¹²⁾が信託を利用することにより、信託制度は広まった。

中流階級は国民生活における新たな地位であり、社会全般に影響を与える階級であった。中流階級に属する人々は、1,000ポンド(現代の円貨換算でいえば、約7,000万円から8,000万円)以上⁽¹³⁾の年収を得て、さらに資産、特に金融資産を増やしていった。この時期から、イギリスでの富の保有・蓄積は、土地から、株式、社債、モーゲッジ等の金融資産へと移っていった。いずれにしても、信託は、富裕層が利用する制度であったことに変化はなかった。

なお、ビクトリア朝時代においても、上流階級の不動産の複雑な家族間継承的財産設定 (family settlement)⁽¹⁴⁾は、存続していた。しかしながら、19世紀に生じた主要な改革⁽¹⁵⁾によって、不動産を信託財産とする家族信託 (family trust)⁽¹⁶⁾に代わり、小規模な動産(特に金融資産)を信託財産とする家族信託が増加していった。

これは、不動産の政治的、経済的および社会的価値が下落する一方、金銭で「財産」の価値を評価する傾向が高まったことの影響を受けただけではなく⁽¹⁷⁾、信託の柔軟な性質が、ビクトリア朝時代における社会、倫理、宗教および金融の各分野の期待に役立っていたことに起因する。そのため、中流階級が信託を利用するだけでなく、労働者階級の中においても、熟練労働者階級の人々が、信託を利用しはじめた⁽¹⁸⁾。事実、この信託の利用者の変化が、「出生」、「結婚」、および人の「死」に影響を与えている。しかし、信託の利用という面では、一部の裕福な個人を除いて、多くの個人は、質素で、少額の財産を信託していたにすぎなかった。ただし、確実に、信託は、ビクトリア朝時代の新しい秩序における多様なニーズに合致する利用しやすく、柔軟な仕組みとして認識され、その利用が広がっていった。

(4) 社会状況の変化に伴う信託利用の拡大

信託は、以下の二つの社会状況の変化をきっかけに、利用が拡大していった。

第1に、社会構造の変化に伴う家族の扶養および子供の教育の必要性の高まりに起因した、信託の利用の拡大である。

19世紀のイギリスの社会構造は、理論上は階級間での移動は可能であったけれども、現実には階層のかつ固定的であった。中流階級に属する人々は、本心として、階級の上昇を望んでいる。この中流階級の人々の本心は、彼らがより上の階級の慣習を模倣することやそれを取り入れるを通じ、明らかになっている⁽¹⁹⁾。このような状況からも、中流階級に信託が広まったことは驚くべきことではない。

しかしながら、信託は、中流階級が生み出す新しい「富」のための「器」を単に与えるものであるにすぎないことから、社会的地位(階級の上昇)に関する野心とは異なるものである。すなわち、ビクトリア朝時代の生活の中心は家族であることから、信託を利用する目的の中核は、彼らの妻、そして多くの子供を扶養ための財産を確保することにあつたといえる⁽²⁰⁾。

また、19世紀には、病気および伝染病のため、人の寿命は不確実なものあつた⁽²¹⁾。そのため、父子家庭または母子家庭という環境の中で未成年者が育つことや、孤児として残される可能性が高まっていた。それらの者も、成人なれば、厳しい生活環境にさらされることになるので、それまで子供たちを扶養し、教育を受けさせる必要がある。一方、医学、神学および法学という、中流階層を形成する専門的職業に就くための自由な教育は、多額の費用と時間を費やす。そのため、19世紀の終わりに向けて、これらの新しい専門的職業に就くための人々や、競争の激しくなった伝統的な職業に就くための人々のために、健全かつ妥当な教育(なるべくなら公教育)を受けさせる必要性が高まっていた。

以上のような社会状況において、信託の利用は、次世代を含めた家族の扶養や教育を目的とした資産の管理および承継のため、中流階級を中心に、拡大した。

第2に、未亡人およびその子供らの生活資金確保を目的として、信託の利用が拡大した。

13世紀の初めから1870年妻財産法(Married Women's Property Act 1870)⁽²²⁾が制定された1870年まで、未婚女性として所有していたほとんどの財産は、結婚と同時に、夫の管理下に入るとされていた⁽²³⁾。そのため、中流階級のすべての未亡人は、19世紀のほとんどの期間、自活する機会がほとんどなかった。

信託は、この問題に対処するものあつた。すなわち、信託は、夫が自らの死後、妻および子供らが扶養を受けることなく、生活できること、すなわち妻および子供らがビクトリア朝時代において独立した社会的地位を得ることを保障するために、財産を準備しておくことを可能とした。また、委託者となる夫も、何をおいても自らの経済的な安定を願う一方、未成年者である子供らが、夫の存命中、社会的および経済的に扶養されることを確実にするため、不測の事態において、財産に関する判断を行うことを、受託者に対し期待していた。

(5) 中流階級による信託利用の特色

家族が中流階級に到達したならば、そこに留まりたいと思う傾向がある。死を考える者らが、彼らの妻および子供らの利益のために、財産を管理させる目的で、信託する友人や親族に財産を預けたり、財産権の行使を委託したりしたいと思うところに、信託のニーズがあつた。この意味において、信託は、家族の扶養において強力かつ不可欠な道具としてみなされていた。

たとえ家族を扶養することが信託設定の動機であつたとしても、信託は、次の世代に向けて、家族の財産を失わないようにしたり、送り届けたりする、自然な人間の「願望」を

満足させる道具でもあった。つまり、ビクトリア朝時代における信託の委託者の意図は短期的な家族の扶養であり、それに依拠して権限が受託者に与えられるとされる。しかし、その実態は、委託者の財産を次世代へ、安全に送り届けることであり、極めて長期的なものであった。すなわち、委託者の願望は、次世代のために特定の不動産を保存するものではなく、むしろ、次世代の扶養、または委託者が早くに亡くなった場合における家族の扶養のために、資金を保管したり、増やしたりすることである。このような委託者の願望の背景には、19世紀の脅威は、税金ではなく（税率が大変低かったので）、むしろ、現在の所有者による浪費の可能性、またはその者が結婚したことによる流用の可能性等、仮に注意深く管理しなければ起こる財産またはその価値の減少であったという事情がある。したがって、ビクトリア朝時代の多くの信託は、連続した複数の者の利益のために設定された動産および不動産、または動産の信託であった⁽²⁴⁾。

しかしながら、信託は、家族に準じる立場で、中流階級に属する者に対し、長期的な財政支援を提供する目的を達成するのと同様に、社会的地位・階級を強化するものでもあったことから、ビクトリア朝時代の信託は、次世代への給付を通じて、その者の属する階級を維持することができることから、中級階級のものになっていった。

(6) 受託者義務の緩和

受託者の機能または地位は、負担付のものであると一般的に説明される。また、受託者の地位は信託関係 (fiduciary relationship) であり、間違いなく一段と素晴らしい信託関係であるという⁽²⁵⁾。ブリストル判決 (Bristol & West Building Society v Mothew)⁽²⁶⁾において、ミレット控訴院裁判官 (L.J. Millet) は、信託関係に伴う義務の詳細について、次のように説明している。

「受託者 (fiduciary) は、信頼関係 (relationship of trust and confidence) を生じさせる状況において、特定の事柄に関して、もう一人のために行為することを引受ける者である。受託者の特徴的な責任 (obligation) は、忠誠の責任 (obligation of loyalty) である。本人は、彼の受託者の一意専心の忠誠を受ける権利が与えられる。核となる責任 (liability) には、いくつかの特徴がある。受託者は、誠実 (in good faith) に行為しなければならない。受託者は、信託から利益を得てはならない。受託者は、自己の義務 (duty) と利益が相反する地位に自らを置くことができない。受託者は、説明を受けた上での本人の同意なしに、自己または第三者の利益のために行為することができない。これは、包括的なリストとして意図されたものではない。しかし、受託者の責任 (fiduciary obligation) の性質を明示するものとしては、十分なものである」。

このように、受託者義務 (fiduciary duty) は、受託者が受益者に対して負う忠実義務 (duty of loyalty) から生じるものであるとする。そして、受託者義務の内容には、①誠実に行為すること (act in good faith)、②信託から利益を得てはいけないこと (not make a profit from the trust)、③利益相反の地位に自らを置かないこと (not put himself into a position where his duty to the trust and his own interest may conflict)、④受益者の同意なしに、自己または第三者の利益のために行為してはならないこと (not act for his personal benefit or for the benefit of a third party without the consent of the beneficiaries) の四つであるとする。ただし、ミレット控訴院裁判官は、信託関係の存在は、受託者が受益者に負う義務のすべてが受託者義務であるということの意味するのではないとも指摘している⁽²⁷⁾。

受託者の基盤となる責任は、信託財産を合理的な注意 (reasonable care) を持って管理することである。この責任は受託者義務とは

異なるもので、一般的に注意義務 (duty of care) という⁽²⁸⁾。注意義務は、非受託者義務の核となる義務である。この責任の履行に付随して、いくつかの義務が追加的に発生する。すなわち、財産の管理を行う地位を引受けた受託者は、その責任を果たすために、財産管理に必要な権限が与えられるとともに、これらの権限を行使するに際し遵守すべき義務を負う。これらの義務は、信託関係に伴う義務ではあるが、受託者義務ではなく、非受託者義務 (non fiduciary duty) といわれる。信託は、このような二つの義務を伴うタイプの信託関係である⁽²⁹⁾。

受託者の基盤となる責任は、次の三つの義務から構成されているといわれている。第1に、受託者は、第三者にその地位 (受託者の権限および義務) を委任することができないという義務である。第2に、受託者は、信託財産もしくは受益者との取引から、または受託者として、利益を得ることができないという義務である。第3に、受託者は、正直に、合理的な実務家が業務管理することにおいて期待される水準の技術および慎重さを持って、行為しなければならないという義務である⁽³⁰⁾。第1と第3の義務は非受託者義務であり、第2は受託者義務である。

第1の義務は、19世紀に変質していった。古典的なエクイティのルールでは、信託事務を委任することは禁止されていた⁽³¹⁾。ターナー判決 (Turner v Corney)⁽³²⁾において、ラングデール裁判官 (Lord Langdale) は、「他人のために財産管理の責任を負う受託者は、第三者に対しその責任を移転する権利を有しない。そして、仮に受託者が代理人を雇った場合、受託者は、義務を引受けた受益者に対して義務を負い続ける」という⁽³³⁾。

しかし、1880年代までには、裁判所は、ますます複雑化する金融市場において、投資に関する経験豊富な専門家に対し、投資機能を委任することが必要な受託者にとって、この厳格なルールはふさわしくないと考えるよう

になった⁽³⁴⁾。たとえば、1754年のベルキエ判決 (Ex p Belchier)⁽³⁵⁾において、ハードウィック大法官 (L.C. Hardwicke) は、受託者は、法的必要性 (legal necessity) または道義的必要性 (moral necessity) があれば、専門的な仕事を遂行するために、熟練した代理人を使用することができると判示した。法的必要性はルールそのもので、道義的必要性とは、「人類の慣行」として、受託者が業務上の慣行に従い、自己のためと同じように、信託のために慎重に行為しなければならないことから生じる必要性であるとする。これらの見解は、1883年のスペイト事件の控訴院裁判所および最高裁判所 (貴族院) の判決 (Speight v Gaunt)⁽³⁶⁾ によって確認された。

スペイト事件の控訴院裁判所の判決において、ベーコン副大法官 (V.C. Bacon) は、委任が必要であるか、または一般的に行われるものであれば、受託者は、代理人に対し信託事務を委任することができ、仮にこれらの条件を満たすならば、受託者は、信託事務の受任者に移転した財産に関して、義務を負わないが、受任者の選任および監督においては、慎重人の注意義務を負うとした⁽³⁷⁾。また、同判決において、ボーエン控訴院裁判官 (L.J. Bowen) は、信託の管理において、受託者自身が何でもできるわけではないので、受託者はある程度まで第三者を使用しなければならないと判示し、受託者自らができることのできない事項であれば、信託事務を委任しなければならないともいっている。なお、受託者は、受任者の専門領域を超えた業務を委託することはできないとされる⁽³⁸⁾。

19世紀の終わりに、以上のようなルールが形成されたことから⁽³⁹⁾、受託者は、効率的な信託財産の管理のためには、法律家、検査官および会計士という新しい専門家に頼ることが多くなった。そのため、委託者、受託者、および受益者と、信託事務の委任を受けた専門家の社会的および商業的相互作用は、ビクトリア朝時代における信託の重要性を強固な

ものとし、その発展を促した。

(7) ビクトリア朝時代の信託の利用形態

① 三つの形態

ビクトリア朝時代のイギリスでは、次の三つのタイプの信託の利用が広がっていった。

第1のタイプは、受託者が成人である受益者に収益を支払うことを目的とする信託である。多くの場合、未亡人が受益者となる。信託設定者の子供が成人したときには、その成人となった子供に信託財産（元本）が交付される。ほとんどの場合、当初の受益者（夫）が受託者となり、信託財産を管理する⁽⁴⁰⁾。この信託における取り決めは、わかり易く、かつ争いの生じることはないが、信託財産の運用をどのように行うかが、問題となり⁽⁴¹⁾、法律の整備が求められた⁽⁴²⁾。

第2のタイプは、家族信託または商事信託（mercantile trust）⁽⁴³⁾である。これらの信託の管理は、大変複雑で、しばしば多くの時間および受託者の努力が求められる。そして、受託者は、信託財産の管理と同様、未成年者の教育および躰の監督（家族信託の場合）、または事業の運営（商事信託）が必要なため、裁量権の行使を要求された。ビクトリア朝時代の典型的な信託である、未亡人および未成年者のための信託は特に難しく、しばしば信託法の改正の必要性が議論されていた。

第3のタイプは、伝統的な不動産信託である。不動産は、慎重な投資および価値の維持のための保守・整備が重要となる。また、個々の不動産の性質は異なることから、この信託においては、受託者は相当の努力が求められた。

② 信託の設定方法の確立

イギリスにおいては、19世紀に、信託の設定方法が確立した。信託の設定に関する多くの手続は、真正な権利を持っていない財産権を主張する詐欺的請求を妨げるために制定された1677年詐欺法（Statute of Frauds 1677）

によって明確化された⁽⁴⁴⁾。1840年には、信託設定の要件についても、信託条項において、信託設定の意思⁽⁴⁵⁾、信託を構成する財産、受益者の三つが明確に確定することであることが、明らかにされた⁽⁴⁶⁾。また、遺言信託の要件も、1837年遺言法（Wills Act 1837）の成立によって、確立した⁽⁴⁷⁾。

信託は、その効力発生時期によって、遺言信託（testamentary trust）と生前信託（inter vivos trust）とに分類できる。遺言信託は、委託者の死後に効力が生じる。すなわち、委託者の死後、財産が受託者に移転する信託をいう⁽⁴⁸⁾。通常、遺言によって設定される。生前信託は、委託者の生存中に効力が生じる、すなわち財産が、委託者の生存中に受託者に移転する信託をいう。生前信託は、宣言（いわゆる信託宣言）および財産の移転によって行われ、遺言信託は、遺言による財産の移転（遺贈）によって行われる⁽⁴⁹⁾。なお、不動産に関する権利を信託する場合には、1925年財産権法（Law of Property Act 1925）53条に従う必要がある。

最も一般的な遺言信託は、委託者の妻（未亡人）を（収益）受益者とし、子供を残余権者または未成年者に対する未確定金銭遺贈（contingent pecuniary legacy）として、設定される⁽⁵⁰⁾。また、一般的に、生前信託（婚姻継承的財産設定（marriage settlement）の形態⁽⁵¹⁾）は、生前に、夫または妻のいずれか、またはそれらのうち存命中の者に対し、収益を分配するため、そして夫婦が指定した割合でそれらの子らに元本を承継するために、設定される。仮に、割合の指定がなされなければ、信託財産は、子らのために均等に承継される。そして、各子らの持分は、息子であれば、21歳に到達したとき、または娘であれば、21歳もしくは結婚（一般的に親の同意が必要となる）したときに、与えられる。ただし、信託財産の引渡しは、夫婦が亡くなるまで延期される。そのような生前信託は、妻と子供に給付されことから、妻は、完全に

は夫に頼ることなく、別に利用できる財産を持つことができるという効果を得られる。

(8) 受託者概念の進化

① 柔軟な財産管理モデルへ進化

ビクトリア朝時代の受託者を引受ける者は、中流階級間での交際や専門家の助言を通じ、受託者の職務、地位および機能（以下「受託者の職務等」という）や受託者の職務の遂行に関連する多くの課題を知った。また、家に伝わる古文書や法的な記録から、既に受託者の職務等が良く知られた概念であった⁽⁵²⁾。そのため、ビクトリア朝時代のイギリスにおいては、既に、家族信託は広範に議論すべきテーマでなくなるとともに、同時代に創設されたものとしての注目すべき制度でもなくなっていた。さらに、生前信託の一種である婚姻継承的財産設定の設定方法が確立したのもこの時代といわれている⁽⁵³⁾。

他の見方としては、ビクトリア朝時代の人々は、信託に関する一般的な認識を得たということである。同時代の中流階級の人々は、貪欲な読者であり、レクリエーションと教養との両方に偏ることはあるが、あらゆる種類の知的または大衆的な新聞、多数の一般評論誌および専門誌を講読することができた。したがって、信託を受け入れている中流階級は、他の影響を受けることなく、つまり自らの価値観と優先順位を持っており、自らの地位を高める自信も持っていた。また、中流階級は、自らの価値に影響を与えるよく知られた制度を改革する熱意を持っていた。そのため、ビクトリア朝時代の信託は、本質的に中流階級の制度であるが、固定化した不変な概念として利用されていたのではなく、できる限り、新しい利用者のニーズに適合させるために、形作られ、磨きかけられる「モデル」であった。

② 受託者の権利・義務の確立

ビクトリア女王 (Queen Victoria) が1837年に即位したときには、社会経済状況はかつ

てない速さで変化していたことから⁽⁵⁴⁾、受託者の権利、義務および権限は再検討されなければならなかった。

初期のエクイティ⁽⁵⁵⁾は、初期ビクトリア朝時代の受託者が果たさなければならない機能である考えたものとすっかり異なった状況、つまり困窮し、かつ柔軟性のない社会経済状況のもと⁽⁵⁶⁾、受託者による信託の管理、ならびに信託財産および受益者と受託者の関係に関する規則によって形作られていた。

1615年のオックスフォード伯爵事件 (Earl of Oxford's Case)⁽⁵⁷⁾において、エルズミア大法官 (L.C. Ellesmere) は、エクイティは被告の良心 (conscience) を明らかにし、それを評価することに基礎をおいて、運営されることを明らかにした。すなわち、18世紀の裁判所は、管理者としての義務としてではなく、パターンリズム⁽⁵⁸⁾の社会的義務を負う地位を引受ける名誉によって拘束される地主として、受託者の概念を慣習上確立させ、判決を下していた⁽⁵⁹⁾。近年においても、1996年の東ドイツ州立銀行判決 (Westdeutsche Landesbank v Islington LBC⁽⁶⁰⁾) において、ウィルキンソン裁判官 (Lord Browne Wilkinson) は、エクイティの伝統的な概念はイギリス信託法の中心にあることを思い出したと述べ、受託者として行為する者の良心を基礎として、信託法の伝統的な理解を再確認した。

また、この時代には、技術革新の進展により、より良い通信サービスと郵便サービスが提供され始め、委託者は、熟練した代理人に接触することができるようになっていた。それと同時に、信託財産の管理事務の量と複雑さが増加した。そのため、もはや受託者が行う信託事務の執行は、受益者の認識および常識、ならびに被扶養者に属する財産のための適切な行動指針を考慮して行わなければならない。この点は、前述の1996年の東ドイツ州立銀行判決⁽⁶¹⁾が明らかにした受託者の義務は、受託者の良心によって行うこととして要

求されるすべてであるとする見解に一致する。

③ 新しい受託者像の形成

変化は経済にとどまらなかった。新しい専門のおよび商業的職業に就く中流階級の登場は、国における新しい富の形成に影響を与えるとともに、中流階級自身の富の形成にも影響を与えていた。制度としての信託は、ビクトリア朝時代の社会の現実的要求に合致し、その基盤をなす価値観に影響を与えていたが、ビクトリア朝時代の人々は、性格的に、受託者の伝統的な概念に盲信することはなかった。

確かに、中流階級の人々は、私益信託を引受ける義務を負うと考え、多くの人々は、そのように行っていた。そのため、19世紀の間ずっと、特定の社会的および専門的地位にある者の多くは、受託者になることを求められた⁽⁶²⁾。しかし、受託者を引受けるということは、受益者の生活安定のため、効率的に財産管理を行うことそのものであり、受託者となった者の活動時間を不当に奪うものである。

さらに、当時の受益者には、ビクトリア朝時代の商業階級の自信が見受けられた。当時の受益者は、18世紀の受益者に比較して、あまり不満をいわないが、消極的ではなく、ますます洗練され、積極的で、自己の権利を高めることに関心を持っていた。その権利は、ほとんど経済的なものであった。すなわち、中流階級は、大変柔軟にビジネスの機会を求め、また得ようとする。それゆえ、受託者に対する要求に影響を与えるエクイティのパターナリズム⁽⁶³⁾は、ビクトリア朝時代の受益者が好むものではなくなっていた。しかし、ビクトリア朝の新しい受託者像に適するものでもなかった。実際、道徳上の債務 (moral obligation)⁽⁶⁴⁾ という伝統的な受託者の拠り所⁽⁶⁵⁾ が、さらなる商業化の進展、人口増加に起因する社会の組織の弱体化、福祉国家と

しての芽生え、都市化の広がり、帝国の発展、および1859年の公刊されたチャールズ・ダーウィンの「種の起源」によって特徴づけられるキリスト教の正統派に対する疑問の増加を、どの程度乗り越えることができるかは、明らかではなかった⁽⁶⁶⁾。

しかし、受託者に対して求めるものは、本質的には変わらなかった。受託者は、信託財産の安全および生産性を維持しつつ、家計の事情を健全に認識した上で、裁量権を行使することである。環境が変化する中での信託財産の安全の達成するためには、緊張と挑戦が必要であった。そのため、受託者の地位および受託者の管理の範囲は、ますます複雑、技術的、動的そして過酷になることは決まっていた。

信託を利用すれば、理論的にはビクトリア朝時代の委託者の目的を達成することが可能であった。しかし、実際には、受託者は信託というシステムの基盤なので、委託者の目的を達成するには、経験豊富な、自発的、かつ外向的な受託者が利用可能であることが必須の条件であった。

ビクトリア朝時代には、常に受託者が求められていた。たとえ単純信託⁽⁶⁷⁾であっても、多くの信託は、受託者が信託を引受けたときにまだ生まれていない多くの受益者が潜在的に存在し、何年にもわたり、かなりの努力を受託者に要求する場合があるし、信託管理において裁量権を行使することを求める。たいの信託には、裁量権について、難しい問題がある。しかし、裁量権は、常に行使されなければならない。たとえ未亡人が生きている間は、未亡人のために財産を保有し、未亡人の死後は、残余権が子供に与えられる簡単な婚姻継承的財産設定であっても、その財産の運用については、絶えず注意を必要とするし、生前贈与が求められることもある⁽⁶⁸⁾。さらに、受託者は、婚姻の同意⁽⁶⁹⁾、不動産の賃貸借、賃料の決定、および委託者の事業の執行をしなければならない。特に、後者の

信託財産の管理は、直ちに行うことが求められる。

これらすべてにおいて、受託者は裁量権を行使しなければならない。しかし、委託者は受託者に裁量権を付与しているため、裁判所は裁量権の行使に介入できず、事実上受託者は自由に裁量権を行使できた。ビクトリア朝時代の職業倫理が、受託者のこの新しい負担、すなわち裁量権行使が広く行きわたっていたかどうかはわからない。

(9) 社会および経済の変質に伴う受託者役割・機能の変化

初期のビクトリア朝時代の社会および経済は、土地を基盤とするものから切り離れ、都市および産業構造を基盤とするものへと変質していった。ビクトリア朝時代は、発明、進歩、および発展の時代であり、重商主義的理念によって支配されていた⁽⁷⁰⁾。また、海外および国内の取引の成長、製造業および重工業の発展、道路から鉄道へ輸送手段の進展、ならびに金融サービスの高度化は、それらの進化の過程において、相互に影響しあい、新しい考え方や物の見方を背景に、社会と経済は変質していった。

このような時代背景から、富の媒体は、土地から金銭へと移り、新たな富の媒体（金銭および金銭に換価しやすい証券）は、数多くの新しい信託を生みだした。19世紀の終わりには、政府発行証券へ投資する信託は相当な規模となっていることがその証である。これは、政府および地方公共団体による証券発行が順調に成長したことも重大な要因である。さらに、これが、後に信託に対して、一般企業の証券投資を認めるきっかけにもなった⁽⁷¹⁾。

富の媒体が土地から金銭、株式、債券および新しい証券の形へ移ることによって、受託者の伝統的な役割・機能は、著しい影響を受けた。すなわち、これらは、受託者に対し、かつてない幅での信託財産の管理を行うこと

を求めるとともに、200年以上の間、受託者の地位において十分な資格としてみなされていた不動産法および不動産管理に精通するより、より広範な専門性を要求した。

受託者が信託財産の管理する場合における受託者の「注意義務」について、判例法は、通常の慎重人である者が自己の財産を管理するのと同じ程度の注意（diligence and care）を持って行うことを求めている⁽⁷²⁾。したがって、受託者が信託財産を受け取ったならば、それを適切に管理しなければならないが、この「適切な管理」の義務が、判例法のもとでの「注意義務」によって規制されることとなった。

金銭および有価証券を信託財産とする信託財産の管理について、初期の判例では、信託財産が金銭であれば、①受託者は、運用することなく、不当に長期間、金銭を保有した場合、その損失の責任を負うこと、および②受託者は、運用待機や収益支払のためにのみ、短期間、信頼のある銀行に金銭を預金することができた⁽⁷³⁾。すなわち、受託者の投資にかかる義務は、①慎重、かつ安全に投資する義務、②各受益者について公平に投資する義務、③受益者の最善の利益のために投資する義務の三つに要約できる⁽⁷⁴⁾。

1925年に制定された1925年受託者法（Trustee Act 1925）は、その11条1項において、それまでの判例法の原則を明確化するため、信託財産である金銭については、運用および収益分配のために、一時的に留保する場合に限り、銀行預金として、保有することができることと定めた。しかし、同条は、2000年受託者法（Trustee Act 2000）によって廃止され⁽⁷⁵⁾、同法施行後は、1925年受託者法施行前の原則、すなわち適切な期間および金額を超えて預金したことによる受託者の責任に関する原則が、復活した。

さらに、2000年受託者法は、信託財産の運用の重要性を鑑み、受託者に対し運用権限を与え、これと釣り合いをとるため、受託者の

義務として、「注意義務 (duty of care)」を負うことを定めた。この運用義務で主要なもの、①技術と注意を持って運用する義務 (duty to act with skill and care)、②合理的な運用を行う義務 (duty to act reasonably)、③適切な助言を受ける義務 (duty to take proper advice)、④運用目的に適合した運用と分散投資という、二つの投資基準を考慮する義務という、三つの義務である⁽⁷⁶⁾。

3 受託者の担い手と受託者規制

(1) 受託者の資格

信託は、受託者との個人的信頼に基礎を置く法制度であることから、法人 (corporation) が受託者となることができないと考えられていた⁽⁷⁷⁾。このような信託の本質を鑑みれば、イギリスにおいて、個人受託者のシステムが長期にわたり支配的であり、かつその個人受託者は、しばしば煩わしくかつ厳しい受託者の義務を、無報酬で引き受けたことも納得できる。なお、1899年に制定された法人 (合有不動産権) 法 (Bodies Corporate (Joint Tenancy) Act 1899) によって、法人があたかも自然人と同様に取り扱われることになったことから、法人が信託の受託者になる道が開かれた⁽⁷⁸⁾。

その後、1905年のトンプソン継承的財産設定信託事件 (Re Thompson's Settlement Trusts⁽⁷⁹⁾) において、スウィンフェン・イーディ裁判官 (J. Swinfen Eady) は、法人が信託の受託者の一人として指名されることができると判示した。

(2) 信託法人

① 信託法人とは

法人である受託者の特別な形態として、信託法人 (trust corporation) がある。イギリスでの信託法人は、公受託者 (public trustee)、特定の事案において受託者として裁判所が指名した法人、または1906年公受託

者法 (Public Trustee Act 1906) 4条によって保管受託者 (custodian trustee) として行為する資格を付与された法人を意味する⁽⁸⁰⁾。

委託者が財産を信託する理由は、何世紀にもわたって、変化してきた。信託の原型である、「use」は、税回避の手段であった。ビクトリア朝時代になると、この目的を達成する手段でもあったが、家族に財産を保持する仕組みにもなっていた。現代の信託は、多様な形態で利用されているが、信託の当初の目的であった税回避として、利用されることも多くなっている。信託の機能が多岐にわたり、かつ複雑化していることから、委託者は個人を受託者として指名するより、法人を受託者として指名することが多くなってきた。

1906年受託者法68条18項は、信託法人を定義しているが、実際は、この定義より広い意味で使われている。すなわち、信託法人は、銀行、保険会社等、イギリス国内で設立された金融機関のような大きな組織体を意味している。そのような組織体は、日常的に、信託財産の運用および管理を行う専門スタッフを有している。そうした信託法人により信託が管理されることは、第三者のために財産の管理を行う技術を持たない個人受託者が管理を行わせるより、効率的で、専門的である⁽⁸¹⁾。

② 信託法人の資格要件

公受託者については、資格要件を含め、「4. 公受託者の機能と役割」において詳細な検討を行う。ここでは、資格要件についてのみ簡単に説明する。

保管受託者の資格要件は、(i) イギリス (UK) 法またはEU法に基づき設立された会社 (company)⁽⁸²⁾であること、(ii) イングランドまたはウェールズ内で信託業務を行う権限が、定款によって付与された会社であること、(iii) イギリス国内に拠点を設けていること、(iv) 25万ポンド以上の発行済資本 (株主に発行した株式の総額 [issued capital])、および (v) 10万ポンド以上の払込済資本

(paid up in cash)である登記会社(registered company)⁽⁸³⁾であることという、五つの条件を満たす者である⁽⁸⁴⁾。

信託法人に対する資本規制は、受益者保護を目的とするものである。しかし、信託財産の資産価値が払込済資本の最少額を超えることが度々生じていることから、今日では、この資本規制は、不適當であると考えられている。さらに、この資本規制は、信託法人の資産額ではなく、資本額を基準とするものであるため、信託法人が無分別な行為を行い、その結果純資産が資本額を下回ったとしても、信託法人として適格性は失われないとされる⁽⁸⁵⁾。

信託の引受けを業務とする会社に加え、多くの法主体が⁽⁸⁶⁾信託法人として位置づけられていた。そのため、これらの者も、信託法人として位置づけられている。

③ 信託法人の特色

信託法人は、信託証書がその利用を禁止していない限り、受託者となることができる⁽⁸⁷⁾。信託法人、原則として、通常受託者と同様の義務を負い、権限を有する。ただし、信託法人は、何かしらの目的のために、特別な地位が与えられ、また何かしらの観点から、特別な規定に従うことが求められる⁽⁸⁸⁾。一般原則としては、法が、複数の私受託者(private trustee)によって行うべきと規定する事項について、信託法人であれば、単独で行うことができるとする。

信託法人については、信託報酬について、特別の定めがなされている。2000年受託者法の制定前には、報酬に関する定めがなかったことから、通常は、信託証書に報酬に関する規定を設けている。しかし、専門的な信託業務を行う受託者の報酬規定としては十分ではなかった。そこで、2000年受託者法は、信託法人は私益信託を引受ける場合、信託財産から「合理的報酬(reasonable remuneration)」を受領できることを明文化

した⁽⁸⁹⁾。

合理的報酬とは、当該受託者によって信託のために提供されるサービスについて、合理的である報酬をいう⁽⁹⁰⁾。裁判所が信託法人を受託者として指名した場合⁽⁹¹⁾、および信託法人が保管受託者となる場合⁽⁹²⁾を除き、同法の制定前においては、信託法人も通常受託者と同様に、信託証書の明文の規定のない限り、報酬を受領する権限はなかった⁽⁹³⁾。ただし、実務では、「合理的報酬」とは何か争われることを避けるために、信託法人は、報酬の合意がなされるべきと考えているようである⁽⁹⁴⁾。

(3) 信託財産の管理に関する受益者救済

1883年以前、信託の管理に関する法制度は、満足できるものではなく、受益者に耐えがたい苦痛を与え、費用を課すものであった。信託の管理に疑問が生じたとき、利害関係者は、裁判所に一般管理命令(order for general administration)の発出を申立てることが実務であった。これは、有能な弁護士が解決できる問題であっても、その問題に対する裁判所の回答ではなく、信託の管理全般の監督や、問題となっているポイントに無関係な事項についての説明または質問の実施を強制するものでもなかった。それにもかかわらず、発出には、時間および費用がかかった⁽⁹⁵⁾。

1883年、待ち望む改革は、最高法院(Supreme Court)の規則⁽⁹⁶⁾により、訴訟開始召喚(originating summons)として知られている手続形態の導入によって行われた。これは、受託者が、召喚状(summons)によって、扶養、生前贈与、費用の支払等の紛争となっている争点について、裁判所に申立て、命令を得ることのできる手続である。

この手続を通じ、捺印証書(deed)または遺言(will)の利害関係者(遺言執行者、遺産管理人、および受託者)は、証書(捺印証書および遺言書)についての問題に関する決定、または利害関係人の権利に関する判決

を得るために、非公開の裁判を申立てることができることになった⁽⁹⁷⁾。仮に受託者等がこの命令に従って行為したならば、免責される。このように扶養、生前贈与、費用の支払等の問題は、訴訟開始召喚で取り扱われるようになった。

訴訟開始召喚は、一般管理命令のため作られた規則というより、新たに設けられた手続である。しかし、手続を改善するだけでは、多くの時間と多額の費用を節約することは難しい。そこで、受託者の義務に関する法について、重要な改革が行われた。おそらく、最も改革すべき課題は、信託違反に関する訴訟における抗弁として出訴期限を訴答することが許されない⁽⁹⁸⁾ということであった。

1888年受託者法 (Trustee Act of 1888) は、この課題を解決するものであった。同法8条は、善意による信託違反 (honest breach of trust) に関する抗弁の訴答として、出訴期限を認めた。この規定は、1939年出訴期限法 (Limitation Act 1939) により廃止されたが、その内容は同法19条に引き継がれ、その後1990年出訴期限法 (Limitation Act 1990) 21条に引き継がれている。ただし、1896年裁判所選任受託者法 (Judicial Trustee Act 1896) 3条は、受託者⁽⁹⁹⁾が誠実 (honesty)、かつ合理的 (reasonably) に行為した場合⁽¹⁰⁰⁾、裁判所は、信託違反の責任の全部または一部を免除することができることと定め、誠実な受託者を保護する方向に一歩進めた。この規定における受託者は、裁判所選任受託者 (judicial trustee) に限られず、すべての受託者とされる⁽¹⁰¹⁾。なお、この規定は、1925年受託者法61条に引き継がれている。

1895年、当時の法のもとで、受託者が信託財産の管理に関して負っている義務や、受託者および遺言執行者がリスクを負うことなく、適切に信託財産を管理できるためにどのような立法が必要になるかを調査するために、特別委員会 (Select Committee) が設置された。特別委員会は、その報告 (以下「1895

年特別委員会報告」という)⁽¹⁰²⁾において、毎年、多額の資金が私受託者⁽¹⁰³⁾のよって不正利用されていることは疑いがなく、このような資金の不正利用の多くは、当初の選任された個人受託者であるか、共同受託者の死亡後の残存する個人受託者であるか否かに関わらず、個人受託者が単独で信託財産の管理を行う信託において生じている、と指摘した。また、受託者を引受ける優良な個人を勧誘することの難しさが増加していることも指摘している。

(4) 受託者の監督に関する公的または司法機関の関与

1895年特別委員会報告は、私益信託を管理するシステム、必要であれば公的または司法的機関のもとで私益信託を管理するシステムを構築するため、その立場を明らかにしたものである。この報告を受けて、1896年裁判所選任受託者法が立法された。

1896年裁判所選任受託者法は、信託の管理のために公任収益管理人 (judicial factor)⁽¹⁰⁴⁾を任命するスコットランドのシステムを基礎に、裁判所による一般管理命令によって与えられるものと同等の信託財産の安全な管理を実現することを目的とする。また、リズデル判決 (Re Ridsdel)⁽¹⁰⁵⁾において、ジェンキンス裁判官 (J. Jenkins) は、同法は、充実した信託財産管理のための費用を信託財産から支払うことを望まない場合の手段を提供することを目的とする。

1896年裁判所選任受託者法では、委託者、受託者⁽¹⁰⁶⁾または委託者の申立てに基づき、裁判所が、その裁量で、信託財産を管理する受託者となる者を任命できる⁽¹⁰⁷⁾。同法における「信託」は、被相続人の財産管理をいい⁽¹⁰⁸⁾、この受託者を裁判所選任受託者という。申立書で指名された者が信託の管理の目的において適任であれば、その者 (個人または法人) が、指名がない場合または指名された者が適任でない裁判所が認めた場合、裁

判所の成員が受託者に任命される⁽¹⁰⁹⁾。

裁判所選任受託者制度の特色は、個人または法人が裁判所選任受託者に指名された場合には、受託者が適切に義務を履行するよう、裁判所に対し担保を提供することを受託者に求めることによって、受託者の義務不履行に備えた受益者保護を行うことである⁽¹¹⁰⁾。

なお、1896年裁判所選任受託者法は、受託者（ここでは裁判所選任受託者）に課された重い義務に対して、信託財産からの報酬支払を認めた最初の法であった⁽¹¹¹⁾。

4 公受託者の機能と役割

(1) 公受託者制度の創設の目的とその機能

裁判所選任受託者制度は、現在の受託者による財産管理が破綻している場合や完全な財産管理を望まない場合において、信託財産の管理を行うための恒久的な受託者機関を創設するのではなく、裁判所が、委託者や受託者等、受託者の選任を必要とする者の申立てにより受託者を指名する制度であった。

1896年裁判所選任受託者法は、裁判所選任受託者による信託財産管理に関する詳細な規則を定めることのみを規定しているだけで⁽¹¹²⁾、受託者の管理・監督についての規制は特に定めていなかったことから⁽¹¹³⁾、適切な受託者の確保という観点では、ほとんど役に立っていなかった。また、新しい受託者の選任に伴う混乱や費用の発生を妨げる仕組みも何ら取られていなかった⁽¹¹⁴⁾。このような裁判所選任受託者制度を少しでも改善する目的で創設されたのが、公受託者制度である。

公受託者制度を創設する1906年公受託者法は、受託者として適任者を見つけることの困難な場合が増加したこと、以前たびたびおこなわれていた受託者による悪意の不実表示から受益者を保護することを目的に、1906年12月に制定され、1908年1月に施行された。1906年公受託者法の主要な目的は、財産または信託の管理を行うため、裁判所または個人

によって指名することのできる、有償で活動する機関を設立することであった。

公受託者の機能は、受託者としてふさわしい者、受託者として行為できる者および行為する意欲のある者がいない場合、ならびに仮に受託者となる者がいないために弱者の権利が侵害される場合に、信託を引受けることである⁽¹¹⁵⁾。このため、公受託者は、信託の引受けを断ることができるし、引受けに際して条件を付すこともできるが、信託財産の価格が少額であることを理由に、信託の引受けを断ることはできない⁽¹¹⁶⁾。

(2) 公受託者とは

公受託者は、法人としての永続性があり、公印を持った単独法人 (corporation sole)⁽¹¹⁷⁾ である⁽¹¹⁸⁾。単独法人とは、独任制の官職 (sole office) に法人格が付与されたものであり、国王、司教、高官や多くの市の市長等、その地位に就く人物の交代にかかわらず資格が継承されるものである⁽¹¹⁹⁾。公受託者は、同法に従い、単独、または第三者と協同して、行為することができ、私受託者⁽¹²⁰⁾と同様の権限、義務および責任を負う⁽¹²¹⁾。

1906年公受託者法の規定に従い受託者として指名される者には、遺言もしくは継承的財産設定またはその他の証書によって設定された受託者⁽¹²²⁾および保管受託者⁽¹²³⁾、被相続人の財産遺言執行者および遺産管理人⁽¹²⁴⁾、ならびに裁判所選任受託者⁽¹²⁵⁾がある⁽¹²⁶⁾。また、同法は、裁判所の代わりに、公受託者が1,000ポンド以下の遺産を管理する職務（遺産管理人）に就くことを認めている⁽¹²⁷⁾、

なお、公受託者は、(i) 宗教的信託 (religious trust) および公益信託 (charitable trust)⁽¹²⁸⁾、(ii) デイベンチャ・ストック (debenture stock)、(iii) セキュリング・デイベンチャ (securing debenture) などの金銭の担保の信託⁽¹²⁹⁾、(iv) 債権者を受益者とする信託⁽¹³⁰⁾、ならびに (v) 信託を終了させることを目的として18か月を超えない範囲内で事業の管理

および実行する場合であり、かつ損失の生じる恐れがないと確信している信託を除く⁽¹³¹⁾、事業の管理および実施を含む信託、の引受けが禁止されている⁽¹³²⁾。

近年、公受託者は、多くの信託の受託者を辞任している。そのため、公受託者の役割は、相対的に小さくなっている⁽¹³³⁾。これは、2007年、イギリスの監査局(National Audit Office)の勧告に従い、公受託者の日常業務の多くが民間の信託法人であるキャピタ・トラスト・カンパニー(Capita Trust Company)に移管されたことによるものである⁽¹³⁴⁾。

5 公受託者創設における二つの課題

(1) 受託者に対する報酬

信託法は、この時代までに変化複雑化していた。また、裁判所が受託者に期待した基準は、大変高度であり、それを行わなかった場合の罰則は、大変厳しかった。このため、イギリスでは、受託者になることによる負担や問題への対処、負担および危険を引受ける、誠実かつ適任な者を探し出すことは大変難しかった。さらに、当時の受託者は無報酬とされていたことも、受託者不足に拍車をかけていた。

このため、イギリスでは、「無報酬」で、問題に対処するという負担または危険を引受ける、誠実かつ適任な者を探し出すことは大変難しかった。このため、1906年に公受託者が誕生するまでには、半世紀以上の検討が行われていた。

無報酬の問題については、イギリス法の原則では、長い間、受託者として被った費用の補償を受ける権利は、受託者に対し与えられていたが⁽¹³⁵⁾、受託者はその地位から利益を得ることは禁止されていた⁽¹³⁶⁾。このため、受託者は、委託者が信託証書において報酬が与えられると規定しない限り、信託事務を遂行するために費やした時間、障害および技術に対する報酬を得ることができない⁽¹³⁷⁾。

この無報酬の原則は、1734年のロビンソン事件⁽¹³⁸⁾において、タルボット大法官(L.C. Talbot)によって、確立されていた⁽¹³⁹⁾。

無報酬を原則とすることを正当化する根拠には、次の三つがあげられる。第1に、無報酬の原則がなければ、受託者は信託の費用で自らの地位の濫用を試みることができることである。第2に、個人受託者の提供する専門的サービスをどのように評価すべきか、という重大な問題を引き起こすことである。第3に、受託者は、その引受けを拒絶する自由があることである。最初の二つは、事実上同じである。仮に、受託者が信託事務の報酬を得ることが認められるならば、その支払額の公正性・妥当性をチェックすることは難しいことである。すなわち、報酬を得られるという受託者の利益は、不適切な報酬の支払いが行われないことに注意する受託者の義務と相反するので、裁判所は、思慮分別として、受託者が報酬を受け取れる地位に就くことを許可しないとされる⁽¹⁴⁰⁾。これらが、無報酬の原則を正当化する主要な理由である⁽¹⁴¹⁾。

しかし、この原則は、2000年受託者法によって規制緩和されることとなった⁽¹⁴²⁾。同法制定前においても、公受託者、裁判所が指名した受託者⁽¹⁴³⁾、および裁判所選任受託者については、受託者は報酬を得ることができる旨が、それぞれの根拠法によって、定められている⁽¹⁴⁴⁾。現在では、受託者は、信託証書において受託者の報酬請求権が規定されている場合⁽¹⁴⁵⁾、2000年受託者法29条の規定による場合、裁判所の命令、2000年受託者法以外の法による場合、および受益者の承認による場合に限り、報酬を得ることができるとされている⁽¹⁴⁶⁾。

(2) 法人の受託者適格性

イギリスでは、自然人が信託の受託者等の受託者となることにも多くのメリットのあることも認識されていたが、遺言者および委託者は永続的に受託者の職務を遂行する者

を確保することが望ましいことも認識していた⁽¹⁴⁷⁾。しかし、イギリスにおいては、法人は「心」を持たないこと、それゆえ、委託者間との間で信頼関係を構築できないことから、法人は信託の受託者になれないと考えられていた⁽¹⁴⁸⁾。

その後、1743年のランダーフィールド判決 (Attorney General v Landerfield)⁽¹⁴⁹⁾において、大法官は、法人が受託者となることができるということは明らかであると判示し、これによって法人が受託者となる道が開けた。

加えて、1889年には、1889年法律の解釈に関する法律 (Interpretation Act 1889) において、この法律施行後 (1890年1月1日)、「人 (person)」は、別段の定めのない限り、自然人、法人および権利能力なき社団を含む旨、定められた⁽¹⁵⁰⁾。これは、1893年に制定された1893年受託者法 (Trustee Act 1893) の解釈に重大な影響を与えることとなった。すなわち、同法10条は、「…, may, by writing, appoint another person or other persons to be a trustee or trustees in the place of the trustee dead (・・・書面で、亡くなった受託者に代わり、ある者を受託者に指名することができる)」を定めている。ここでの「person (者)」は、「法人」を含むと解されることから、「法人」が受託者となり得ることが法律上も明らかとなった。

また、「法人」に対して不動産権を移転することは、その不動産権があたかも死人の手に帰したように相続等が行われない状態に陥る。そこで、封建制下のイギリスでは、教会や法人に土地の譲渡がなされると相続等の機会に保有者が領主に支払うべき封建的付随条件 (feudal incident) が回避され、これによって特に国王が多額の損失を被ることになることから、法人への土地の譲渡が禁止されていた。そのため、不動産権の移転により行われる信託については、法人が受託者となることができなかった。

この不都合をなくすため、1899年に制

定された法人 (合有不動産権) 法 (Bodies Corporate (Joint Tenancy) Act 1899) は、あたかも自然人と同様に、法人が信託の受託者になれることを明文化した。

以上の法制度の整備により、法人が受託者となることができるようになったこともあり、少数の法人が信託業のために設立された。しかし、これらの法人による信託業務は、知名度が低く、信頼を得られていなかったことから、あまり利用されなかった。その後、信託業に事業を拡大した既存の生命保険会社は、一般大衆に知られ、信頼を得ていたことから、健闘していた。なお、銀行は、この時点では、信託業に参入していなかった。

なお、法人格を有する受託者は認められたが、その後も、受託者として適切な者を探し出さなければならないという問題は残されていた。それにもかかわらず、私益信託の管理の監督または引受けのいずれかを担う公的機関を創設する旨の種々の提案がなされたが、いずれも何も生み出すことはなかった⁽¹⁵¹⁾。

6 1906年公受託者法

(1) 1906年公受託者法の成立

19世紀後半、1884年に引退し、その前6年間、捜査機関の長官であったハワード・ヴィンセント (Howard Vincent) (以下「ヴィンセント」という) は、私受託者による背任の多くの事案を調査し、多くの未亡人および子供らが悲惨な状況に置かれていることを認識した。1872年、ヴィンセントは、公受託者制度が創設されたニュージーランド⁽¹⁵²⁾を訪問した。

ヴィンセントは、イギリスに帰国後、1885年11月の選挙で、庶民院の議員に選ばれ、1886年、公受託者導入の法案を提出した。しかし、その法案は、成立しなかった。その後、1887年から1890年に同じ何度も同じような法案を提出したが、いずれも廃案となった。1891年には、政府の支援もあったが、法曹の

反対から、法案提出を断念した。

その後、1896年には、不適切な、または不誠実な信託財産の管理の犠牲からの救済を目的とする1896年裁判所選任受託者法が制定されたことから、ヴィンセントは、公受託者の導入をあきらめることはなく、1905年まで、法案を提出し続けたが、いずれも廃案となった。しかし、1905年には、多額の金銭および耐え難い苦痛に巻き込んだ受託者の不誠実ないくつかの事案が明らかになったことから、その翌年、政府が支持した公受託者法案が議會を通過し、1906年12月21日に国王が裁可し、公受託者法は成立した。

(2) 公受託者制度の概要

1906年公受託者法は、いくつかのことを新たに定めている。

第1に、「公受託者」に関する官庁（以下「公受託者局」という）(public trustee office)を創設した⁽¹⁵³⁾。第2に、公受託者制度を充実させるため、保管受託者制度を導入した⁽¹⁵⁴⁾。保管受託者は、受託者の機能が、信託財産の保管に限定された受託者である。信託財産の管理機能（権限）は、受託者に留保される。1906年公受託者法は、この受託者を事務執行受託者 (managing trustee) と定義している⁽¹⁵⁵⁾。第3に、遺言執行者および受託者として、法人を指名する慣行を促進、拡張したことである。

(3) 公受託者の創設

1908年1月、国は、1906年公受託者法に基づき、誠実、公正、および公平、ならびに廉価で、信託財産を管理する、国が保証し、かつ永續する受託者として一般市民に対し信託業務に提供する機関、すなわち公受託者として信託を引受ける官職（機関）である「公受託者局 (Public Trustee Office)」を創設した。

大法官は、公受託者局にふさわしい者を、その職に任命し、必要と認められる期間、任命された者はそれに就任する。公受託者局は、

大蔵省の決定した給料を受け取ることができる⁽¹⁵⁶⁾。また、大法官は、法の目的に適ったと考える者を、公受託者の職員に任命しなければならない。任命された者は、大蔵省の承認した条件（報酬等）に従い、公受託者の職員に就任しなければならない⁽¹⁵⁷⁾。公受託者の職員は、公務員となる⁽¹⁵⁸⁾。公受託者は、大法官が大蔵省の同意を得て命じた場合、ロンドンその他の場所に事務所を置かなければならない⁽¹⁵⁹⁾。

最初の公受託者局には、スチュアート氏 (Charles John Stewart) が就き、1919年2月までの約12年間、その職に就いていた。スチュアート氏が公受託者局を退いた、1919年2月には、約13,000件、総額約1億ポンド超の信託を公受託者が管理し、職員は900名を超えていた。その後、公受託者の事業は拡張を続け、1946年には、その管理資産が、20,702件、総額約2億5千ポンドに達した⁽¹⁶⁰⁾。

これ以降、公受託者の管理する財産は、確実に減少していった。その理由は、次の三つである。第1に、銀行は、柔軟性が求められる信託財産の管理を業とすることに対し、当初消極的であったが、それを乗り越えたことである。そのため、1957年頃には、全国に多くの支店を有し、大規模な広告活動を行うことのできる銀行は、単独で、かつ控えめに広告活動を行う公受託者に勝っていた。第2に、1949年財政法 (Finance Act 1949) および1958年財政法 (Finance Act 1958) が制定され、これらの法を利用すれば、信託を利用することなく、生涯保有権者の死亡に伴う遺産税を回避することができるようになったことである。第3に、信託が時代遅れの仕組みとなったことである。資産の重要性および女性の資産管理能力がまったく認められていないビクトリア朝時代の概念が、死亡時の高い税率および性解放に直面し、大部分消滅した⁽¹⁶¹⁾。

公受託者は、1971年3月末までに54,537件、

総額731,743,851ポンドの受託を行っていたが、そのうち42,627件について、既に信託財産が交付された。したがって、公受託者は、1971年3月末、42,627件、総額2億ポンド以上の信託を管理していた⁽¹⁶²⁾。

(4) 公受託者の官職（機能を含む）および機関の変遷

遺言者が、遺言または遺言補足書において、安全に遺言執行者を指名できる対象として、パブリックボディ (public body)⁽¹⁶³⁾である必要性は、時がたつにつれ、適格なる専門性を持った私企業によって代替可能となってきたことから、減じてきた。

1972年には、公受託者局の将来に関する「調査委員会 (Committee of Enquiry)」が、縮小する業務と残す業務とに切り分け、後者を最高法院の公ソリシタ部門と統合することにより、公受託者局を廃止することを勧告した⁽¹⁶⁴⁾。しかし、廃止は一時的に延期された。

その後、公受託者局は、1986年公受託者および基金管理法 (Public Trustee and Administration of Funds Act 1986) の成立により、独立行政法人 (independent administrative entity) としては終焉を迎えた。同法は、公受託者局の業務と裁判所基金部 (Court Funds Office)⁽¹⁶⁵⁾の業務を、大法官の機関である公受託者局に一元化した⁽¹⁶⁶⁾。これは、公受託者業務と無能力保護法廷 (Court of Protection) 業務の統合であり、その組織は、大法官府 (Lord Chancellor's Department) のもとに置かれ、1994年、エージェンシー (executive agency) の資格で運営されることとなった⁽¹⁶⁷⁾。

なお、公受託者局は、1986年公受託者および基金管理法の施行された1987年1月2日に、公信託局 (Public Trust Office) と名称を変更し、資産の管理および運用を開始した。管理および運用の対象は、精神病患者の財産および従来の公受託者局が管理していた財産を含む、約10億ポンドの財産である。その財

産には、権利放棄された資産から生じた資金のような、裁判所で保管されている資金を含んでいた⁽¹⁶⁸⁾。

公信託局は、その主たる事務所をロンドンに置き、以前に四つの異なった組織によって運営されていた各業務を集約することにより、効率化することを目的とするものであった⁽¹⁶⁹⁾。この四つの組織は、①公受託者局、②無能力者保護法廷 (Court of Protection) の管理部門、③公ソリシタ局 (Offices of Official Solicitor)⁽¹⁷⁰⁾の信託部門、および④裁判所基金部の信託部門である。実際は、公信託局の引き受けていた業務の主要な領域は、精神障害者の財産および事務に関するものである⁽¹⁷¹⁾。

このような関係から、公信託局の全体の運用成績は、同局がエージェンシーとなった5年後の1999年に公表された所管省の5年ごとの評価 (Quinquennial Review) (以下「1999年レビュー」という)、ならびに会計検査委員会 (Public Accounts Committee) および監査局 (National Audit Office) による報告書⁽¹⁷²⁾の三つの報告書の対象となった。このレビューにおいて、社会保障省 (Department of Social Security) からの出向していたアン・チャント (Anne Chant) は、これらの異なった機能の統合は失敗であったと結論付けた⁽¹⁷³⁾。

この結果を受け、2001年4月1日、公信託局は廃止され、同局の機能のうち、遺言執行者の機能を公ソリシタ部門 (Official Solicitor office) へ、裁判所基金部の機能 (Court Funds Office) を最高法院の一部門であるコート・サービス (Court Service agency) へ移管し、財産保全の機能のみが旧司法省 (Department for Constitutional Affairs) のもとに新設された公的後見局 (Public Guardianship Office) に残された。

組織的には、2001年4月に、公受託者部門は、最高法院に属する公ソリシタ局 (Official Solicitor to the Supreme Court) と

事実上統合された。実際は、公信託局の信託部門が、児童家庭裁判所助言支援サービス (Children and Family Court Advisory and Support Service)⁽¹⁷⁴⁾ の創設後にも存続している公ソリシタ局の事務所の一部に統合された。したがって、2001年4月1日以後、司法省 (Ministry of Justice) の一部の単独法人である公ソリシタ局が公受託者となっている⁽¹⁷⁵⁾。公ソリシタ局は、公受託者と公ソリシタ (official solicitor) のサービスを提供している。ただし、それらは、それぞれは独立し、各々法に定められて職務を行っている。

それゆえ、公的後見局は、精神衛生に関する機能 (金融資産の保護 [protection of financial interests]、財産管理 [receivership]、および成年後見 [enduring power of Attorney]) に注力していた。公的後見局は、社会の最も脆弱なグループの利益のために行われ、無能力者の福祉にかかわる人々の支援や、それらの者に対し助言を行っていた。なお、2005年意思決定能力法 (Mental Capacity Act 2005) によって、2007年5月9日、公的後見局は、司法省 (Ministry of Justice) と統合し、さらに、2007年10月1日、公的後見局は廃止され、公的後見行政機関 (Office of the Public Guardian) が新設された。

(5) 公受託者の機能と権限

① 公受託者の機能

公受託者制度の目的は、適切な受託者を探し出すことが困難になっていることに対処すること、および受託者による悪意の背任から受益者を守ることにある⁽¹⁷⁶⁾。すなわち、ラスト・リゾートとしての受託者を創設することにある。特に、私益信託、その中でも特に小規模な信託を管理することが、公受託者の主要な機能・役割とされる。

② 公受託者の基本的権限

公受託者は、受託者、裁判所選任受託者、

または保管受託者⁽¹⁷⁷⁾として、指名される⁽¹⁷⁸⁾。公受託者は、これら私益信託以外では、少額の財産の管理者、および有罪判決を受けた犯罪者の財産管理のために指名される⁽¹⁷⁹⁾。

1986年には、公受託者は、無能力者保護法廷によって指名される後見人 (deputy) の機能も担うこととなった⁽¹⁸⁰⁾。仮に、無遺言で亡くなった場合、または遺言の検認を得る遺言執行者がいない場合、当該者の財産は、人格代表者 (personal representation) の選任または遺産管理状 (letters of administration) の付与が留保されているとき、公受託者に帰属する⁽¹⁸¹⁾。

公受託者は、他の個人または団体、単独または共同で、信託財産の管理を行い、私受託者が行為すると同様の権限を有し、義務および責任を負い、裁判所の管理および命令に従う⁽¹⁸²⁾。公受託者が利益相反の地位に立った場合、その取引の承認を裁判所に申請しなければならない⁽¹⁸³⁾。

③ 公受託者に対する引受け制限

このような公受託者制度の目的・機能から、1906年公受託者法は、次の三つの規制を設けている。

第1に、公受託者は、信託の引受けを拒否できるし、信託の引受け条件を定めることもできる。ただし、公受託者は、引受ける信託財産の価値が小さいことのみをもって、信託の引受けを拒否することはできない⁽¹⁸⁴⁾。第2に、公受託者は、1906年公受託者法に基づく規則に定めのない限り、事業執行を含む信託を引受けることはできない⁽¹⁸⁵⁾。ここでの事業執行には、信託財産の運用として、株式を保有することは含まれない。ただし、取締役に対して、事業に関し指図する権限が信託証書により与えられている場合には、事業執行とみなされる⁽¹⁸⁶⁾。公受託者による事業執行を含む信託の引受けが禁止されるのは、公的機関は営利事業を引受けすることを期待されていないことにある⁽¹⁸⁷⁾。

1906年公受託者法に基づき制定された1912年公受託者規則 (Public Trustee Rules 1912) では、公受託者は、保管受託者として、事業執行を含む信託を引受けることはできるとする⁽¹⁸⁸⁾。さらに、一般の受託者であっても、18か月を超えない期間であること、売却処分または清算であること、損失のリスクなしに事業遂行できること、という三つの条件を満たせば、事業執行を含む信託を引受けることができると規定している⁽¹⁸⁹⁾。

第3に、公受託者は、宗教または公益 (charitable) を目的とする信託を引受けることはできない⁽¹⁹⁰⁾。

(6) 公受託者の指名 (選任) 方法

遺言信託の場合、遺言または遺言補足書によって、事前の通知なしに、公受託者を指名することはできる⁽¹⁹¹⁾。一方、生前信託の場合、公受託者の書面による事前の同意のない限り、公受託者を指名することはできない⁽¹⁹²⁾。いずれの場合も、公受託者は、その指名を受諾することにより、受託者となる⁽¹⁹³⁾。

なお、ある者が公受託者との共同受託者に指名され、その指名を受諾する場合、すみやかに公受託者に対し、その旨を書面で通知しなければならない⁽¹⁹⁴⁾。

(7) 公受託者に対する特則

① 公受託者の損害賠償義務の特則

公受託者は、受益者との関係では、私受託者と同じ地位にいる⁽¹⁹⁵⁾。以前は、公受託者もしくは公受託者の職員が引き起こした損害でない場合、または公受託者もしくはその職員が合理的な注意 (reasonable diligence) を持ってしても損害を避けることができなかった場合を除き、国⁽¹⁹⁶⁾が私受託者の場合と同様、信託条項を考慮したうえで、その損害を補償する旨の規定⁽¹⁹⁷⁾があった。

当時、国がこのような補償をするのみならず、信託違反または証券の価格下落から生じるすべての損失を補償するというのが、一般の

人々の印象であった。しかし、言うまでもなく、それは間違いである。その後、国自身による補償は、2002年公受託者 (責任および報酬) 法 (Public Trustee (Liability and Fees) Act 2002) の制定によって廃止され⁽¹⁹⁸⁾、司法省が、その責任において、公受託者によって被った人的責任 (personal liability)⁽¹⁹⁹⁾を負うこととなった⁽²⁰⁰⁾。

② 信託財産の監査等

信託の状況および計算は、受託者⁽²⁰¹⁾または受益者が公受託者に対して調査または監査 (以下「監査等」という) の申立てを行った場合⁽²⁰²⁾、申立人および受託者の合意したソリシタまたは会計士による⁽²⁰³⁾、またはその合意のないときには公受託者または公受託者の指名した者による監査等を受けなければならないとする (以下、監査等をする者を「監査人」という)⁽²⁰⁴⁾。他方、受託者および受益者は、監査等することができない。ただし、次の二つの理由から、この監査制度はほとんど利用されていない。

第1に、この監査等の制度には、一定の制限がある。監査等は、裁判所の許可のない限り、前回の調査および監査後、12か月以内に請求することはできない⁽²⁰⁵⁾。また、公受託者は、その裁量によって、この制度における監査等の頻度または範囲等について、制限することができることとなっている⁽²⁰⁶⁾。

他方、通常の受託者の場合、さらに高頻度で監査等を行う必要が合理的にある場合を除き、受託者は、3年に1回を超えない頻度で、独立会計士 (independent accountant) による監査等を求める権限を有するとされている。ただし、「特別な状況」⁽²⁰⁷⁾が存在すれば、受託者は、3年に1回以上の頻度での監査等を請求することができる⁽²⁰⁸⁾。

第2に、この監査等の制度における監査人の報酬を含む、信託の状況および計算の監査等の費用は、信託元本から支払われる⁽²⁰⁹⁾。しかし、公受託者は、申立人⁽²¹⁰⁾または受託

者に、その費用の全部または一部の支払いを命じることができる⁽²¹¹⁾。また、公受託者は、公受託者が命じる監査等の費用の支払いのため、申立人に対し預託金を要求することができる⁽²¹²⁾とされている。

他方、通常の受託者の場合における監査等の費用は、受託者の裁量で、信託財産（元本または収益）から支払うことができる。また、受託者の特段の指示がない場合、元本から支払うべき費用は元本から、収益から支払うべき費用は収益から支払われる⁽²¹³⁾。

③ 信託事務の委任

受託者は、信託事務である専門的な業務等の執行を第三者に委任したい場合がある。従前は、信託証書に明文の規定があるときや、受託者自らが行うことが難しいときを除き、受託者は、信託事務を第三者に委任することはできなかつた⁽²¹⁴⁾。

その後、1925年受託者法の制定によりこの制限が緩和された。しかし、受託者が裁量権を有する信託事務については、裁量権は個人的に受託者に与えられたものなので、その委任が制限されていた。その後、この制限も、2000年受託者法の制定によって、緩和された⁽²¹⁵⁾。

これに対し、公受託者については、次のような特則が設けられている。公受託者は、信託の利益を考慮し、自らが必要と考えるソリシタ、銀行、会計士その他の者を雇うことができる。公受託者は、それらの者の雇用においては、できるだけ、委託者、他の受託者、および受益者の希望を考慮しなければならない⁽²¹⁶⁾。

④ 情報開示

受託者は、いつでも、信託財産の状況および信託財産の処分の内容について、開示する義務を負う。すなわち、受託者は、信託口座の写し、および信託財産の管理に関する書類を提供する義務を負う⁽²¹⁷⁾。誰が、受託者に

対し、これらの情報開示を請求する権限を有するかについて、議論はあるが、少なくとも受益者が有することに疑いはない⁽²¹⁸⁾。

これに加え、公受託者においては、次のような公衆縦覧義務が課されている。すなわち、公受託者は、(i) 信託の引受日、(ii) 信託財産の明細、(iii) 信託収益の受領権限者の名前および住所、(iii) 受益権の取り扱いおよび信託に関する権限の行使または放棄に関して公受託者が受け取った通知の明細、(iv) 信託に関する裁判所の決定または意見の明細、(v) 信託に関する公受託者自身の決定の明細を、ロンドンにある公受託者の事務所に備え置かなければならない⁽²¹⁹⁾。

なお、信託の一般原則では、受託者は、証拠書類その他の書類で持つて⁽²²⁰⁾、受託者として管理している財産を明瞭に、かつ区別しななければならないとするが⁽²²¹⁾、公受託者は、さらに元本と収益とを分別した口座で管理しなければならないとされている⁽²²²⁾。

7 最後

(1) 我が国の現状

① 高齢化社会と福祉型の信託の必要性

内閣府「令和3年版高齢社会白書」(以下「高齢社会白書」という)によれば、2020年10月1日現在、我が国の65歳以上の高齢者人口は3,619万人となっており、これは、総人口1億2,571万人の28.8%(高齢化率)にあたる。高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」(1947年から1949年に生まれた人)が65歳となった2015年には3,347万人となり、その後も増加し、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には3,677万人に達し、2042年に3,935万人でピークを迎えると推計される。2065年には、高齢化率は38.4%に達する。

また、総務省統計局「家計調査報告(貯蓄・負債⁽²²³⁾編)—2021年(令和3年)平均結果—(二人以上の世帯)」(2022年5月10日公表)によれば、2021年平均の二人以上の世帯につ

いて世帯主の年齢階級別に1世帯当たりの貯蓄残高は、世帯主の年齢階級が高くなるにつれて、1世帯当たりの純貯蓄（貯蓄残高－負債残高）はおおむね増加し、世帯主が50歳以上の各年齢階級では、すべての階級において貯蓄超過となっており、60歳代の世帯の純貯蓄額は2,323万円と最も多くなっている。

以上のとおり、我が国における高齢化は急速に進展しているとともに、高齢者世帯は、現役世代の世帯に比して、多くの金融資産を有していることがわかる。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）—2018（平成30）年推計—」（2018年1月12日公表）によれば、世帯主が65歳以上の世帯においては、2015年から2040年の間に「単独（単身）」世帯は32.6%から40%、「ひとり親と子」は8.7%から8.8%と増加ないしは微増すると推計される一方で、「夫婦のみ」は32.7%から30.6%、「夫婦と子」は14.9%から13.0%、これら以外の「その他」は11.1%から7.6%と減少と推計されている。この推計から、高齢者の財産管理を誰が担うのかが、将来問題となることが推定される。

高齢化社会の問題について、2008年の金融審議会金融分科会第二部会「中間論点整理～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～」（以下「中間論点整理」という）において、福祉型の信託⁽²²⁴⁾の必要性を指摘しつつ、さらに「福祉型の信託の担い手」、「福祉型の信託の担い手に対する規律のあり方」の2点についても、いくつかの指摘を行っている。

② 我が国における家族信託（民事信託）の現状

我が国においてどの程度家族信託が普及しているか正確な統計はない。2019年9月に開催された第21回弁護士業務改革シンポジウム（以下「シンポジウム」という）での基調報告によれば、金融機関において開設され

ている信託口座⁽²²⁵⁾の件数等から推計すれば、我が国において設定されている民事信託は2,000から3,000件になっているという。また、同報告は、従前は、主に大都市圏において民事信託が利用されていたが、近時では、その利用は全国に広がっていると指摘している。

シンポジウムのアンケートによれば、受託者の属性は、委託者の家族が91%であり、家族信託における受託者はほとんど親族で占められている。この点について、大貫正男氏は、「極めて狭い親族から受託者を選ぶという仕組みから『見つからない。でも無理はしない』という姿勢を通せば民事信託の活用を断念せざるを得ない」といい、受託者に適する者が少ないことを指摘している⁽²²⁶⁾。これは、家族信託の普及を妨げている理由の一つであろう。

(2) 家族信託を普及させるための課題

信託法（大正11年法律62号）（以下「旧信託法」という）の制定以降の、「我が国の社会・経済活動の多様化に伴い、信託を利用した金融商品が幅広く定着するようになっていくほか、資産の流動化目的の信託等、信託法が制定された当時には想定されなかった形態での信託の利用が図られるようになっており、このような変化に対応できるように、信託法を見直す必要がある」との指摘から、2006年に、信託法の全面改正が行われた⁽²²⁷⁾。

改正後の信託法（平成18年法律108号）（以下「現行信託法」または「信託法」という）の特徴と、家族信託を普及させるための問題点は、次のとおりである。

第1に、当事者の私的自治を基本的に尊重する観点から、旧信託法の過度に規制的なルールを改め、受託者の義務の内容を適切な要件の下で合理化している点である⁽²²⁸⁾。特に問題となる事項は、信託は受託者に排他的な権限を与えることを通じて、財産管理を行わせる制度であり、受託者に適切な財産管理を

行わせるための核となる仕組み・基準が受託者の義務であるにもかかわらず、受託者の善管注意義務および忠実義務を任意規定化したことであるとされている⁽²²⁹⁾。

イギリスでは、原則、受託者の基本的な義務は、信託条項によって排除することはできないし、不誠実な (dishonest) または詐欺的な (fraudulent) 信託違反を免除することはできないとされている⁽²³⁰⁾。我が国の信託法においても、一律に受託者の義務を任意規定化するのではなく、一定の制限を設けるべきではないだろうか。現行法の解釈においても、そのように解すべきである⁽²³¹⁾。何が受託者の基本的な義務であるかは、信託の目的、性質によって異なると考えられるので、高齢者等を受益者とする家族信託においてどのような義務が基本的な義務であるかについては、今後慎重に検討する必要がある。なお、受託者の義務を厳格化した場合、その担い手がなくなるといふ問題もあることから、それらのバランスには留意する必要がある。

第2に、受託者の財産管理制度としての信頼性を確保する観点から、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規定や制度を整備した点である。具体的には、①将来生まれる子を受益者と指定した場合等、受託者が未存在の場合における、受託者を監督する機関として信託管理人制度を (信託法123条から130条)、②受益者が年少者や高齢者等であって受益者自らが受託者を適切に監督することが困難であると認められる場合における、受託者を監督する機関として信託監督人制度を (同法131条から137条)、③受益者が多数かつ頻繁に変動する場合における、受益者の監督権限を代理行使する機関として受益者代理人制度を (同法138条から144条)、それぞれ整備・新設した。

信託監督人は、イギリスにおける共同受託者と同じ機能を有する制度と考えるが、誰がこの機関 (制度) の担い手となるのであろうか。実効性のある制度とはなっていないよう

に思われる⁽²³²⁾。いずれの制度も、適任者を探し出すことができれば、有効に機能するであろうが、適任者をどのように探し出すかが問題となる。イギリスの公受託者のような小規模な家族信託を引受ける機関の創設を検討すべきであろう。また、受益者保護のため、信託業法上の信託会社以外の受託者の規制の再整備も必要となろう。

また、旧信託法には、非営利の私益信託の事務については、私権保護の機関たる裁判所が、監督を行う旨の定めがあった (同法41条1項)。具体的には、裁判所は、利害関係人の請求により、または職権を持って信託事務の処理について、裁判所自らが検査し、または検査役を選任し、その者が検査する等、必要な処分を命ずることができるとする (同法41条2項)。現行信託法においても、この制度を引き継いでいる。ただし、制度を引き継ぐ同法46条では、信託財産に対する影響が軽微であるにすぎない場合にまで裁判所の関与を認めるのは、受託者による信託事務の円滑な処理に大きな影響を及ぼす可能性があることから⁽²³³⁾、すなわち検査役の選任について、「不正の行為又は法令若しくは信託行為の定めに違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由」がある場合に限り、検査役の選任を通じて、裁判所が関与とする (同法46条1項)。

この規定は、会社法358条1項の会社の業務執行に関する検査役の選任に関する規定と同旨であるとされる⁽²³⁴⁾。株式会社においては監査役等、業務執行を監督する機関が存在し、かつ通常多数の株主が存在することを鑑みれば、会社法において検査役の選任を制限するのは、一定の合理性がある。しかし、信託の場合、受託者の業務執行を監督する機関は通常存在しないし、また受益者も一般的に単数であることを考慮すれば、会社法と同じ制限を設けるのは合理性が欠けるのではないだろうか。

また、「疑うに足りる事由」が立証できる

のであれば、もはや検査の必要性がないとの指摘もある⁽²³⁵⁾。会社法358条1項の規定における「疑うに足る事由」については、検査役による調査が会社の業務運営・信用等に与える影響を考慮し相当厳格に解釈される傾向がある⁽²³⁶⁾。これは不特定多数の株主が存在する株式会社を前提に、一部の株主のために株主共同の利益が害されることを防ぐために、要件を厳格にしたものであり、単独かつ特定の受益者が請求する場合にまで、厳格な要件を課す必要性はない。受益者が複数存在する場合等、特段の事情のない限り、柔軟に請求権を認めるべきであろう。

第3に、家族信託等、少額の財産の信託を引受ける新たな機関（法人）の創設を行い、安心して信託することができる環境整備を行うことが、信託の利用の拡大に資するものと考えられる。イギリスの公受託者のように、公的機関が受託者となることが望ましいが、現実的には、実現可能性が低い。そこで、金融機関、弁護士・会計士等の専門家が共同で、家族信託を専門に引受ける信託会社を設立することが考えられる。また、家族信託の受託者により受益者が被った損失を補償する基金を創設し、資本金が乏しい受託者の信用力を補完すれば、家族信託の利用が広まるものと考えられる。なお、この場合、一定の種類の信託については、信託法の上乗せ規制を課す必要があると考えられるため、信託業法に新たな種類の信託業の定義を設ける等、受益者保護を強化した信託として、新たな規制の枠組みを設ける必要があるであろう。

最後に、現行信託法は、多様な信託のニーズに対応するために、新たな種類の信託制度を創設した点である。ここでの「多様なニーズ」は、資産の流動化目的等、金融商品組成を目的として信託に関するニーズが中心であり、家族信託のニーズはあまり取り込まれていない⁽²³⁷⁾。家族信託に最適な信託制度の検討が必要であろう。

以上

【注】

- (1) 信託は、イギリスのユース (use) 制度を原型とし、その後二重ユース (use to use) を経て、近代的な信託制度となった。信託 (trust) という用語が初めて使われたのは、18世紀に、ユース制度が再構成されたときである (Hopkins v Hopkins (1738) 1 Atk 581, at 591)。
- (2) それまでの信託法のルールは、大法官 (Chancellors) により形成されてきた。1677年、土地に関する生前信託および既に設定されている遺言信託の権利に関する規定 (不正請求を妨げるため、信託の設定・構造に関する要件に関する規定) を定めるため、1677年詐欺防止法 (Statute of Frauds 1677) が制定され、1837年には、1837遺言法9条によって、遺言信託の要件が定められた。1850年には、信託に関する最初の一般法である1850年受託者法 (Trustee Act 1850) が制定された。この法は、信託財産の移転 (譲渡) の技術的側面に関する主要な定めをしている。その後、信託財産の運用を規制する法として、1888年財産権修正法 (Law of Property Amendment Act 1859)、1889年財産権 (雑則) 法 (Law of Property (Miscellaneous Provisions) Act)、1888年受託者法、および1889年信託投資法 (Trust Investment Act 1889) が制定された。1881年には、受託者の指名および解任、ならびに多様な受託者の地位の特質および権利の承継を定める1881年不動産譲渡法 (Conveyancing Act 1881) が制定された。受託者または他の受益者による信託財産の損失に対する救済の諸相は、1888年受託者法および1896年裁判所選任受託者法に規定された (Jonathan Garton et al., *Moffat's Trusts Law* 49 [7th ed. 2020])。
- (3) 継続的財産設定 (settlement) とは、相続法に従った相続方法と異なった方法で、委託者 (被相続人) の家族等に財産を移転

- するための財産の譲渡方法である。
- (4) 継承的財産設定では、一時的に土地を所有している者（最年長者）は土地の処分等を行う権利を有しないばかりか、収益を利用する権限も有していなかった。
- (5) 13世紀ころから、コモン・ロー上、妻は財産所有無能力とされていた。この制限は、最終的に1882年妻財産法 (Married Women's Property Act 1882) によって、廃止された。
- (6) 共済組合の財産は、信託されなければならないと定められている (Friendly Societies Act 1896, s.49)。
- (7) 特に、投資目的で株式、債券等を保有する器として、信託が利用されていた (Garton, *supra* note 2, at 44)。
- (8) 145 Parl. Deb., H.C. (3rd ser.) (1857) 673 (U.K.).
- (9) *Minutes of Evidence taken before the Select Committee on Trust Administration*, House of Commons Parliamentary Papers (1895) xiii (403) q. 79, C. 248.
- (10) Lord St. Leonards, *A Handy Book on Property Law* 159 (2nd ed, 1858).
- (11) F. W. Maitland, *Equity* 23 (2nd ed. 1949).
- (12) 事業家、銀行家、法律家、医者、聖職者、公務員、および商人等。
- (13) 中流階級の賃金は年300 (現在の円貨換算で約2,100から2,400万円) から1,000ポンド程度 (現代の円貨換算で約7,000から8,000万円)、他方、労働者階級の賃金は、週給約1ポンド (年収約50ポンド [現代の円貨換算で約350万円から400万円]) といわれている。
- (14) 継承的財産設定のうち、男子直系卑属の血統に土地の承継を固定する目的で設定されたもので、通常世代ごとに繰り返される継承的財産再設定 (resettlement) 等によって永続性が担保され解消不能の状態を生むため、特にこのようにいう。17世紀中

葉に発生した。さまざまな設定形式があるが、通常は婚姻の際に設定され、夫に生涯不動産権 (life estate)、その夫妻の長男に限嗣不動産権の残余権 (remainder in tail male)、次男以下に後順位の限嗣不動産の残余権 (remainder in tail male) と、男子直系卑属の系列に残余権 (remainder) を連続的に設定するとともに、これらの未確定残余権 (contingent remainder) を保全する受託者を定めておくという仕組みがとられる。それとともに、この承継順位から排除される妻または長男以外の子等のために、寡婦給与産 (jointure) もしくは分与産 (portion) とよばれる給付のための地代負担 (rent-charge) が、その土地の地代収益に対して賦課される上行がおかれるのが例であった。厳格承継的財産設定 (strict settlement) ともいう (田中英夫編集代表『英米法辞典 (第2版)』816頁 [1993年、東京大学出版会])。

- (15) 1882年継承的財産設定地法 (Settled Land Act 1882) の制定は、その時の生涯保有権者 (life tenant) に対し、継承的財産設定地 (settled land) を売却する権限を与えることによって、代々にわたり不動産が保持されるという厳格承継的財産設定 (strict settlement) の主要な目的を無意味なものとした。

また、産業革命 (18世紀半ばから19世紀半ば) によって、不動産に代わって、株式、債券、モーゲッジ等の金融資産が家族の資産保有の形態の中心となっていった。

- (16) ここでは、家族の利益のために設定される信託を「家族信託」という。
- (17) Tom Nicholas, *Businessmen and Land Purchase in Late Nineteenth Century England*, 52 *Economic History Review* 27 (1999).
- (18) 労働者階級は、当時のイギリスの人口のうち大多数を占めており、小作人や工場労働者、街頭商人といった肉体労働を生業とする人々で構成されていた。なお、労働

- 者階級の中にも、熟練労働者など、豊かな階層は存在した。
- (19) John Roach, *Social Reform in England 1780-1880* 153-73 (1978).
- (20) 例えば、ハバクク (John Habakkuk) は、妻と若い子供たちの幸福を守るための必要性が男系と先祖伝来の土地との間の繋がりを維持したいという地主の願望を強固なものとしていると指摘する (*Marriage, Debt and the Estate System: English Landownership 1650-1950* 64 [1994])。
- (21) 第1次産業革命後のイギリスは、工業化が進み、都市への人口集中と並んで、格差が広がっていた。そのため、感染症等により、都市部の死亡率は上昇していた。
- (22) 1870年妻財産法は、既婚女性に対し、財産におけるエクイティ上の所有権と同様に、コモン・ロー上の所有権を享受する権限を与えた。1870年妻財産法は、既婚女性に対し、夫とは別に、取引や財産を管理により収益を得る権利を与えた (*Married Women's Property Act 1870*, s.1; Mary Beth Combs, "A Measure of Legal Independence": *The 1870 Married Women's Property Act and the Portfolio Allocations of British Wives*, 65 *J. Econ. Hist.* 1028 [2005])。
- (23) Combs, *supra* note 22, at 1028, 1031.
- (24) イギリスでの信託の利用目的は、家族目的、商事目的、および社会目的に分類できる。これらのうち、家族目的の信託（多くは家族信託となる）には、①土地のように、保有することが禁止されている物を保有可能として、かつ移転可能とする目的の信託、②内縁の妻や非嫡出子等の非公式な扶養家族に財産を承継する目的の信託、③連続して、財産から利益を享受できるように、財産を拘束する目的の信託、④浪費等から、家族の財産を保護する目的の信託、⑤未だ生じていない、または未だ知り得ない事象を考慮し、将来効力が発生する贈与を目的とする信託、⑥節税目的の信託がある（佐藤勤「福祉型信託のあり方」信託フォーラム10号21頁〔2018年〕）。ここでいう信託は、③、④の目的を持った信託である。
- (25) Garton, *supra* note 2, at 344.
- なお、イギリスの法改革委員会 (Law Reform Committee) の第23回報告 (1982年10月) では、「受託者の義務および責任については言うべきことは沢山あるが、受託者の権利について言うべきことはほとんどない」と述べている (para. 1.2)。
- (26) [1998] Ch 1.
- (27) *Id.* at 12.
- (28) この義務は、通常の慎重人が自己の業務を管理するのと同程度の程度の注意を持って、信託財産の管理を行う義務をいう (*Speight v Gaunt* (1883) 9 App Cas 1; 2 Lynton Tucker et al, *Lewin on Trusts* 257 [20th ed. 2020])。
- (29) Scott Atkins, *Equity and Trusts* 284, 307 (2ed ed. 2016).
- (30) Donovan W.M. Waters, *Waters' Law of Trusts in Canada* 906 (4th ed. 2012).
- (31) 受託者の地位は、個人的な信頼 (trust and confidence) であることを、その理由とする (*Geraint Thomas & Alastair Hudson*, *The Law of Trusts* 457 [2nd ed. 2010])。
- (32) (1841) 5 Berv. 515.
- (33) *Id.* at 517.
- (34) Elizabeth E. Baringhaus, *Trustee's Power to Delegate: A Comparative View*, 50 *Notre Dame L. Rev.* 273, 274 (1973).
- (35) (1754) Amb 218.
- (36) (1883) 22 Ch D 727; (1883) App Cas 1.
- (37) 従来の「法的必要条件・常用テスト (tests of legal necessity and common usage)」を確認したに過ぎないと指摘される (*Baringhaus, supra* note 32, at 273, 274)。
- (38) *Fry v. Tapson* (1884) 28 Ch D 268.
- (39) 1925年受託者法が施行 (1926年1月1

- 日) されるより前、信託事務を委任する法的または道義上の必要性がある場合、または信託証書が信託事務の委任を許容している場合に限り、信託事務の委任が認められていた (Thomas & Hudson, *supra* note 31, at 458; Speight v Gaunt (1883) App. Cas. 1)。
- (40) 受託者は受益者になることができる。ただし、1人に権利と義務を帰属させることはできないので、単独の受託者が単独の受益者になることはできない (David Hayton et al., Underhill & Hayton: Law of Trusts and Trustees 374 [20th ed. 2022])。
- (41) Learoyd v Whiteley (1887) 12 App Cas 727.
- (42) ビクトリア朝時代には、1888年財産権修正法、1889年財産権 (雑則) 法、1888年受託者法、および1889年信託投資法が、運用を規制する法として、制定された。
- (43) 信託は、1720年の南海泡沫事件後、大衆から巨額の資金を調達する仕組みとして利用されていた。
1844年にジョイント・ストック・カンパニー法 (Joint Stock Company Act 1844) が制定されるまでは、ジョイント・ストック・カンパニー (joint stock company) (19世紀初頭にコモン・ロー上存在した法人格のない会社またはパートナー・シップで、譲渡可能な持分証券を発行するもの) の設立は、パートナー・シップの財産を信託財産とする信託設定の形を取った。また、集団投資スキームとして、投資信託 (unit trust) の形態としても利用された。
- (44) Garton, *supra* note 2, at 43.
- (45) 我が国においても、信託の設定には、信託設定の意思が必要であるとする (道垣内弘人『信託法 [第2版]』53頁 [有斐閣、2022年])。
- (46) Knight v Knight (1840) 3 Beav 148; Knight v Boughton (1840) 11 Cl & Fin 513.
- (47) 同法9条によって、遺言の要件が定められた。同条で定める遺言の有効要件は、①遺言が書面でなされ、かつ遺言者の署名、または遺言者の面前での第三者の署名および遺言者の指示、②遺言者が遺言を実行する意図が明らかであること、③二人以上の証人の面前で遺言者が署名をし、または有効であることを認めたこと、④各証人が遺言を証明し、かつ署名するか、遺言者の面前で遺言者の署名を有効であることを認めたことである。
- (48) 文献によっては遺言によって設定され、委託者の死によって効力が生ずる信託と定義するものもある。
- (49) 我が国では、遺言によって設定される信託を遺言信託という (道垣内・前掲注(45) 62頁)。
- (50) 未確定金銭遺贈 (contingent pecuniary legacy) とは、ある事象の発生または不発生によって、効力が生じるか、消滅する金銭遺贈をいう。
- (51) 配偶者と夫 (婚姻中) の財産の所有者 (夫) との間の財産の移転の合意。歴史的に、妻は、夫の財産を承継することの権利、妻が夫の死後、夫が死亡当時所有していた不動産の3分の1を生涯用益する権利 (寡婦産権) を放棄しなければならなかったことから、このような回避策が行われていた。
- (52) Chantal Stebbings, *The Private Trustee in Victorian England* 11 (2002).
- (53) *Marriage Settlement*, 8 *Cornhill Magazine* 666 (1863).
- (54) イギリスは、18世紀後半頃にはじまった産業革命によって、土地に個人の富を蓄積する産業社会から、商業、工業および金融に富を蓄積する社会へ移行していた。このため、18世紀には、資産を株式等の有価証券で運用することの重要性が高まっていた。
- (55) エクイティは、一連の基本原則を基礎

- とする。フランシス (Francis) は、1727年に、これらの基本原則の主要な12の原則を公表した (Francis, *Maxims of Equity* [1728])。この頃に、エクイティの諸ルールが確定したものと考えられる。
- (56) 18世紀から19世紀にかけての都市化・産業構造の変化については、M.J. Daunton, *Progress and Poverty: An Economic and Social History of Britain 1700-1850* pt.2 (1995)。
- (57) (1615) 1 Ch Rep 1.
- (58) 強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意思は問わずに介入・干渉・支援することをいう。
- (59) Chantal Stebbings, *The Private Trustee in Victorian England* 13 (2002)。
- (60) [1996] AC 669.
- (61) [1996] AC 669.
- (62) Stebbings, *supra* note 59, at 14.
 なお、判例法では、18世紀には、既に、受託者として指名された者は、信託を引受ける義務を負わないことが確立していた (Robinson v Pett (1934) 3 P Wms 249)。
- (63) サイモン・ガードナー教授 (Simon Gardner) は、信託法が促進的 (即座に誰かに財産を処分するのではなく、より複雑な財産処分を行いたい場合において利用するパッケージ化された取り決めを提供すること) であることの根拠を自由主義の概念に見出した。しかし、財産の保有者の処分権限は制限されないわけではない。そこで、同教授は、信託法の形成に影響を与えたパターンリズム、共同体主義、功利性主義、権利という四つの制限を明らかにした (Simon Gardner, *An Introduction to the Law of Trusts* 32 [3rd ed. 2011])。
- (64) ある者の良心を基礎とし、法的に実行可能ではない義務という。
- (65) 信託は、受託者の良心 (conscience) に対する裁判所の統制を基礎とするという考え方があり。しかし、今日では、信託が設定されたか否かの判断は、単に良心を基礎とする道徳的な義務 (moral obligation) を課すというよりは、むしろ信託を設定する意思があるか否かであるとされている (Alastair Hudson, *Equity and Trusts* 8, 92, 95 [10th ed. 2022])。
- (66) Stebbings, *supra* note 59, at 14.
- (67) 単純信託とは、受託者は、信託財産を能動的に管理する義務を持たずに、単に信託財産の保管場所に過ぎない信託をいう。
- (68) たとえば、当初の受益者をA、残余権者をBとする信託が設定された場合において、Aが死亡する前に、Aの有する権利 (信託財産) をBに付与することを認める規定が設けられることがある。このように将来の受益権を有する受益者に対し、信託財産を引渡す権限を、生前贈与権限 (power of advancement) という。
- (69) 未成年者が婚姻する場合における同意。
- (70) Daunton, *supra* note 56, at ch. 30.
- (71) Smith, *supra* note 30, at 1000.
- (72) Speight v Gaunt (1889) 9 App Cas 1.
- (73) Jones v Lewis (1750-51) 2 Ves Sen 240; Ex p. Belchir (1754) Amb 218; Massy v Banner (1820) 1 J & W 241, 248; Ex p. Kingston (1871) LR 6 Ch App 632.
- (74) Alastair Hudson, *Principle of Equity and Trusts* 212 (2nd ed. 2022)。
- (75) s.40, Sched.2.
- (76) Trustee Act 2000, ss.3-5.
- (77) 1 Tucker, *supra* note 28, at 48.
- (78) この法律制定前には、死手譲渡の承認 (licence in mortmain) のない限り、永続する法人は不動産を所有できないとされていた。このため、たとえ法人が受託者になれると解したとしても、個人受託者との共同受託を除き、不動産を信託財産とすることができなかった。
- (79) [1905] 1 Ch 229.
- (80) Trustee Act 1925, s68 (18); Law of Property Act 1925, s205 (1) (xxviii).

- (81) Atkins, *supra* note 29, at 125.
- (82) 2006年会社法 (Company Act 2006) 1条の定義する会社をいう。
- (83) 無限責任会社 (unlimited company)、株式会社 (company limited by share)、保証有限会社 (company limited by guarantee) をいう (Company Act 2006, s.1040)。
- (84) Public Trustee (Custodian Trustee) Rules 1975, r.30.
- (85) A.J. Oakley, Parker and Mellows: The Modern Law of Trusts 603 (9th ed. 2008).
- (86) 特定の事案において、裁判所が受託者として指名した法人 (Trustee Act 1925, s.68 (18))、公益信託の受託者として設立された法人 (Public Trustee Rules 1912, r.30 (c), (d))、公受託者等の公務員 (Trustee Act 1925, S.68 (18))、財務省法律顧問 (Treasury Solicitor)・公ソリシタ (Official Solicitor) (Law of Property (Amendment) Act 1926, s.3 (1)) 主要な自治体 (Public Trustee Rules 1912, r.30 (g); Local Government Act 1972, s.241)。
- (87) Re Cherry's Trusts [1914] 1 Ch 83.
- (88) 例えば、以下の特権が与えられる。

(1) 信託会社は、単独で (通常の受託者の場合、複数の受託者による)、土地信託から生じる売却代金等や1925年継承的財産設定地法 (Settled Land Act 1925) に基づき生じる代金の受領することができる (Trust Act 1925, s.14 (2); Settled Land Act 1925 1925, ss.18 (1) (c), 94, 95; Law of Property Act 1925, s.27 (2) as amended by Trusts of Land and Appointment of trustees Act 1996, s.25 (1) and Sched.3, para.4 (8))。

(2) 解散した信託会社の代わりに、法廷外で、新しい受託者として、指名されることができる (Trustee Act 1925, s.36 (3))。

(3) 信託証書の権限に基づき解任された信託会社の代わりに、新しい受託者として、指名されることができる (*Id.* s.36 (2))。

(4) 1925年受託者法41条により、裁判所が清算または解散した信託会社の代わりに、新しい受託者として、指名することができる。会社である受託者が解散する場合、同法44条および51条に基づいて、必要となる財産帰属命令が発せられる。

(5) 新しい受託者が指名される場合において、信託会社が指名されるときには、1925年受託者法37条の規定にかかわらず、単独受託者は辞任できる。

(6) 有償で信託の引受けを行う信託会社は、無償の受託者より高度の注意義務が課される (Bartlett v Barclays Bank Trust Co. Ltd. (No.1) Ch515, 534)。

(7) 1925年受託者法61条に基づく救済は、例外的な状況でのみ、信託会社のみにも与えられる。

- (89) Trustee Act 2000, s.29 (1).

なお、この規定は、公益信託 (charitable trust) には適用されない (Trustee Act 2000, s.29 (1) (b))。

- (90) *Id.* s.29 (3).
- (91) この場合、裁判所が適切であると考えた報酬額を受託者が受領できる (Trustee Act 1925, s.42)。
- (92) Public Trustee Act 1906, s.4 (3).
- (93) Trustee Act 2000, s.28.
- (94) Oakley, *supra* note 85, at 605.
- (95) William Charles Sharman, *Note of the Office of Public Trustee in England*, 44 Journal of the Institute of Actuaries 306, 308 (1910).
- (96) Rules of the Supreme Court 1883.
- (97) *Id.* Ord. 55, r.3.
- (98) Supreme Court of Judicature Act 1873, s.25 (2).
- (99) ここでの受託者は、裁判所選任受託者に限定されず、すべての受託者をいう。
- (100) この立証責任は、免責を求める受託者が負う (Re Turner [1897] 1 Ch 536)。
- (101) 1896年裁判所選任受託者法3条1項

- は、“a trustee, whether appointed under this Act or not, is or may be personally liable for any breach of trust”と定めている。
- (102) “Report from the Select Committee on Trusts Administration”, House of Commons Parliamentary Papers (1895).
- (103) 公受託者以外の受託者をいう (Public Trustee Act 1906, s.15).
- (104) 公任収益管理人は、問題が特定され、かつ他に法的な保護および管理する手段がない財産権である場合、裁判所が、複雑な、または難しい事案において指名した裁判所の成員である。公任収益管理人の役割は、財産権を保管・保護、および処分、現金化、ならびに財産権について権利のある者との財産の分配することである。信託においては、承継受託者が指名されずに、受託者が死亡した場合、または共同受託者間において合意が調わない場合に、指名される。
- (105) [1947] Ch. 597 at 605.
- (106) 遺言執行者、遺産管理人を含む (Judicial Trustees Act 1896, s.1 (2)).
- (107) Judicial Trustees Act 1896, s.1 (1).
- (108) *Id.* s.1 (2).
- (109) *Id.* s.1 (3).
- (110) *Id.* s.4 (1; Thomas Frederic Anderson, *Corporate Executors and Trustees*, 5 Transactions of the Faculty of Actuaries, no.51, 265 (1911)).
- (111) Judicial Trustees Act 1896, s.1 (5); Thomas Frederic Anderson, *Corporate Executors and Trustees*, 5 Transactions of the Faculty of Actuaries, no.51, 265 (1911).
- 受託者に対する報酬規制については、1 Tucker, *supra* note 28, at 844.
- (112) Judicial Trustee Act 1896, s.4.
- (113) 1986年裁判所選任受託者規則 (Judicial Trustee Rules 1983) は、裁判所の職員または裁判所の指名した専門会計士 (professional accountant) による年1回の監査制度や、受託者または利害関係人による信託または信託の管理に関する命令を求める権利等の規制を設けている (*Id.* rr.9-14)。
- (114) E.J. Trevelyan et al., *The Public Trustee in India, New Zealand, Australia, and England*, 16 Journal of the Society of Comparative Legislation 110, 131 (1916).
- (115) 1 Tucker, *supra* note 28, at 781; Garton, *supra* note 2, at 352.
- (116) Public Trustee Act 1906, s.2 (3).
- (117) 単独法人は、受託者となる資格はある (1 Tucker, *supra* note 28, at 47)。
- (118) Public Trustee Act 1906, s.1 (2).
- (119) *Id.* s.1 (2).
- (120) 公受託者以外の受託者をいう (Public Trustee Act 1906, s.15)。
- (121) *Id.* s.2 (2).
- (122) *Id.* s.5.
- (123) *Id.* s.4.
- (124) *Id.* s.6.
- なお、1906年公受託者法でいう「受託者 (trustee)」は、遺言執行者および遺産管理人を含むものである (*Id.* s.15)。
- (125) 裁判所選任受託者は、通常の受託者による信託の執行が破綻した場合に、裁判所が信託設定者、受託者または受益者の申請を受けて選任された受託者をいう (Judicial Trustees Act 1896, s.1 (1))。
- (126) Public Trustee Act 1906, s.2.
- (127) *Id.* s.2 (1), 3.
- (128) *Id.* s.2 (5).
- (129) Public Trustee Rule 1912, r.6.
- (130) Public Trustee Act 1906, s.2 (4).
- (131) Public Trustee Rule 1912, r.7.
- (132) Public Trustee Act 1906, s.2 (4).
- (133) 1 Tucker, *supra* note 28, at 781.
- 2004年3月末には、1,386ファンド、271,811千ポンドであったものが、2018年3月時点では、161ファンド (残高は不明)

- に減少している (Garton, *supra* note 2, at 408)。
- (134) Garton, *supra* note 2, at 408.
471ファンドが移管された (*Capita Grp Wins Official Solicitor and Public Trustee Deal*, Dow Jones International news, April 26, 2007)。
- (135) Scott v Milne (1884) 25 Ch D 710.
なお、2000年受託者法33条・34条は、受託者の費用償還請求権を明文化した。
- (136) この原則については、クラドック対パイパー・ルール (Cradock v Piper) という例外がある。この例外は、受託者は受託者として行った訴訟にする費用について、その費用相当額を超えない限り、請求できるとするものである (Cradock v Piper (1850) 1 Mac & G 664)。換言すれば、このルールは、受託者としての報酬を得ることはできないが、専門家 (弁護士) としての報酬を得ることはできるというものである。
- (137) 受託者は無報酬であるという原則は、受託者の多くは親族関係における一般義務の一部として、受託者の地位を引受けている家族であることから発展したといわれている (Oakley, *supra* note 85, at 823)。
- (138) Robinson v Pett (1734) 3 P Wms 249.
- (139) この判決では、無報酬を原則とする理由として、仮に報酬を認めると、信託財産の価値が著しく減少することを挙げている。
- (140) New v Jones (1833) 1 Mac & G 668.
- (141) W. Bishop & D.D. Prentice, *Aspects of Fiduciary Remuneration*, 46 M.L.R. 305 (1983).
- (142) Trustee Act 2000, Pt. V.
- (143) 裁判所は、新たな受託者を指名する権限を有している (Trustee Act 1925, s.41)。この権限は、裁判所が新たな受託者を指名することが適切であり、かつ裁判所の支援がなければ新たな受託者を指名することが
- 難しい場合に、行使される (Trustee Act 1925, s.41 (1))。仮に他に明確なる新たな受託者を指名する権限または法律上の権限の定めがあり、その権限が行使されるのであれば、裁判所は、この権限を行使できない (Re Gibbon's Trusts (1882) 30 WR 287)。
- (144) Public Trustee Act 1906, s.9; Trustee Act 1925, s.42; Judicial Trustee Act 1896, s.1 (5).
- (145) Trustee Act 2000, s.28.
- (146) 1 Tucker, *supra* note 28, at 844.
- (147) 永続性、保全能力、経験、専門性、財務力、集合知、集団的判断、および裁判外での行政監督の点で、法人を受託者とすることにメリットがある。他方、報酬の発生、心のこもった対応の欠如、私受託者以上に、裁判所の承認のない限り、信託証書の厳格な規定から逸脱しないことである (1 Tucker, *supra* note 28, at 798)。
- (148) 1 Tucker, *supra* note 28, at 48.
- (149) (1743) 9 Mod 286.
- (150) Interpretation Act 1889, s.19.
- (151) C. A. J. N. O'Sullivan, Who or What is the Public Trustee?, 6 Real Prop. Prob. & Tr. J. 298, 299 (1971).
- (152) ニューゼーランドが、1872年、世界で最初に公受託者の官職を創設した。その官職は、流動社会において、常設かつ恒久の受託者を提供するための制度として、創設された。
- (153) Public Trustee Act 1906, s.1 (1).
- (154) ニューゼーランドの公受託者法には、保管受託者制度がない。
- (155) Public Trustee Act 1906, s.4 (2) (b).
- (156) *Id.* s.8 (1).
- (157) *Id.* s.8 (2).
- (158) *Id.* s.8 (3).
- (159) *Id.* s.8 (4), Public Trustee Rules 1912, r.3.
- (160) O'Sullivan, *supra* note 151, at 300.

- (161) *Id.*
- (162) *Id.* at 301.
- (163) 国によって設立された特殊法人。
- (164) Garton, *supra* note 2, at 351-52.
- (165) 裁判所のために、銀行および投資運用サービスを提供する、高等法院 (High Court) 内の部門である。
- (166) Public Trustee and Administration of Funds Act 1986, s.1.
- (167) Garton, *supra* note 2, at 351.
- (168) Lisa Wood, *Public Trust Office Opens*, *Financial Times (London, England)*, UK News, Jan. 2, 1987, at 3.
- (169) *Id.* at 3.
- (170) イギリス司法省の一部門である。公ソリシタは、自己を表示することのできない者であり、かつ他に適切な代理人がない者のために、行為する職位である。現在の公ソリシタは、1981年最高法院法 (Supreme Court Act 1981) 90条に基づき、大法官によって指名された者が就く、職位であって、最高法院の一部門 (Office of Official Solicitor) をなす。
- (171) Garton, *supra* note 2, at 352.
- (172) National Audit Office, *Looking After the Financial Affairs of People with Mental Incapacity*, 1993-94, HC, 258; National Audit Office, *Protecting the Financial Welfare of People with Mental Incapacity*, 1998-99, HC, 206.
- (173) Chant, A., *The Public Trust Office of the Lord Chancellor's Department: A Quinquennial Review*, London: Lord Chancellor's Department (1999).
- (174) 家庭裁判所助言支援サービスは、2000年刑事司法及び裁判所サービス法 (Criminal Justice and Court Service Act 2000) に基づき設置された公的な団体である。子供の福祉を守り増進すること、裁判所に助言すること等多様な機能を有する (同法12条)。
- (175) Ben Mcfarlane & Charles Mitchell, *Hayton and Mitchell: Text, Cases and Materials on the Law of Trusts and Equitable Remedies* 322 (14th ed. 2015).
- (176) Hayton, *supra* note 40, at 1066.
- (177) 保管受託者の機能は、信託財産の管理は、事務執行受託者 (managing trustee) が行い、単に信託財産を保有 (保管) することである (Oakley, *supra* note 85, at 606)。
- (178) Public Trustee Act 1906, s.2 (1) (b), (c), (d).
- (179) *Id.* s.2 (1) (a), (c). なお、有罪判決を受けた犯罪者の財産管理について、1948年刑罰法 (Criminal Justice Act 1948) によって廃止された。
- (180) Public Trustee and Administration of Funds Act 1986, s.2 (1) (repealed by Mental Capacity Act 2005, sched.7); s. 3 (1) (amended by Mental Capacity Act 2005, s.33).
- (181) Administration of Estates Act 1925, s.9, amended and supplemented by Law of Property (Miscellaneous Provisions) Act 1994, s.14.
- (182) Public Trustee Act 1906, s.2 (2) ; Re Leslie's Hassop Estates [1911] 1 Ch 611.
- (183) Re New Haw Estate Trusts (1912) 107 LT 191.
- (184) Public Trustee Act 1906, s.2 (3).
- (185) *Id.* s.2 (4).
- (186) 1 Tucker, *supra* note 28, at 782.
- (187) Hayton, *supra* note 40, at 1067.
- (188) Public Trustee Rules 1912, r.7 (1).
- (189) *Id.* r.7 (2).
- (190) Public Trustee Act 1906, s.2 (5).
- (191) Public Trustee Rules 1912, r.8 (1).
- (192) *Id.* r.8 (2).
- (193) *Id.*; Re Shaw (1914) 110 LT 924, CA.
- (194) Public Trustee Rules 1912, r.8 (3).
- (195) Public Trustee Act 1906, s.2 (2).

- (196) 具体的には、整理公債基金 (Consolidated Fund) が補償する (Public Trustee Act 1906, s.7 [repealed by Public Trustee (Liability and Fees) Act 2002, s.2 (1)]).
- (197) Public Trustee Act 1906, 7 (repealed by Public Trustee (Liability and Fees) Act 2002, s.2 (1)).
- (198) Public Trustee (Liability and Fees) Act 2002, s.1; Hayton, *supra* note 40, at 1067.
- (199) 受託者が信託財産を限度としてではなく、自らの固有財産についても責任を負うこと。
- (200) 1 Tucker, *supra* note 28, at 781; Thomas & Hudson, *supra* note 31, at 663, no. 22.
- (201) ここでの受託者は、遺言執行者および遺産管理人を含む (Public Trustee Act 1906, s.15)。
- (202) Public Trustee Rules 1912, r.31.
- (203) 申立ての日から1か月以内にソリシタまたは会計士が指名されない場合、合意のない場合とみなされる (*Id.* r.34)。
- (204) Public Trustee Act 1906, s.13 (1).
なお、裁判所選任受託者は、裁判所の職員または裁判所が選任した会計士による年1回の監査を受ける義務を負っている (Judicial Trustee Act 1896, s.1 (6); Judicial Trustee Rules 1983, rr.9, 12, 13)。
- (205) Public Trustee Act 1906, s.13 (1).
- (206) Public Trustee Rules, r.33.
- (207) 頻繁なる監査を行うことに正当な理由のある性質を持った信託である場合、または信託財産に関する特別な取引である場合。
- (208) Trustee Act 1925, s.22 (4).
- (209) Public Trustee Act 1906, s.13 (5); Public Trustee (Fees) Order 1999, art.3, art.23.
- (210) 申立人に対し費用を負担させる裁定を行う権限は、口座に関する申立人の権利を
 妥当な範囲内で支配するために執行されるべきものである。すなわち、申立てが不合理または濫用の場合、公受託者は、監査の費用の支払いを申立人に命令できる。そのような命令を発する前、公受託者は、当事者に対し、聞き取りを行うべきである (1 Tucker, *supra* note 28, at 786; Hayton, *supra* note 40, at 1110; Re Oddy [1911] 1 Ch 532)。この公受託者の命令に関するアピール (appeal) は、1906年受託者法10条の基づき、裁判所に対し、行うことができる。
- (211) Public Trustee Act 1906, s.13 (5).
- (212) Public Trustee Rules 1912, r.32.
- (213) Trustee Act 1925, s.22 (4); 2 Tucker, *supra* note 28, at 426; Thomas & Hudson, *supra* note 31, at 302.
- (214) Hayton, *supra* note 40, at 849.
- (215) Trustee Act 1925, s.23 (2) (repealed by Trustee Act 2000, s.40 (1) (3), Sch. 2 Pt. II para. 23, Sch. 4 Pt. II).
- (216) Public Trustee Act 1906, s.11 (2).
- (217) Tiger v Barclays Bank Trust Co. Ltd [1952] 1 All ER 85 CA.
- (218) Oakley, *supra* note 85, at 648.
- (219) Public Trustee Rules 1912, r.16.
- (220) Clarke v Earl of Ormonde (1821) Jac 108, at 120.
- (221) Pearse v Green (1819) 1 Jac & W 135.
 なお、信託財産は、自己の財産および他の信託財産と分別して保管することが、受託者の職務であるとされる。これを行うことによって、受託者は、自らが行う処分等の行為を把握することができる。また、この分別管理は、信託財産の取引に関する書類を適切に保管することも含む (J.E Penner, The Law of Trusts 23 [12th ed. 2022])。
- (222) Public Trustee Rules 1912, r.19.
- (223) 貯蓄とは、ゆうちょ銀行、郵便貯金・

簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行およびその他の金融機関（普通銀行等）への預貯金、生命保険および積立型損害保険の掛金（加入してからの掛金の払込総額）ならびに株式、債券、投資信託、金銭信託等の有価証券（株式および投資信託については調査時点の時価、債券および貸付信託・金銭信託については額面）といった金融機関への貯蓄と、社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄をいう。

また、借入金とは、ゆうちょ銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社、共済組合および親戚・知人からの借入金ならびに月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金をいう。

(224) 福祉型信託には、明確な定義はない。ただし、中間論点整理では、「金銭信託や不動産の管理（処分）信託など既存の信託業務を、高齢化社会における『福祉』という公共目的に役立てようとするもの」と定義し、また新井誠教授は、「財産管理能力を欠く高齢者、障害者等が受益者として想定され、原則として集团的・定型的処理にはなじまず、将来とも受益者の安定した生活の質を確保することを目的とし、財産管理が受益者の福祉的ニーズ（身上監護面の配慮）の需要に応ずる信託」と定義する（新井誠『信託法〔第4版〕』489頁〔有斐閣、2014年〕）。

(225) 信託口座は、受託者が、信託財産に属する財産を受託者の固有財産と分別管理するため、信託財産に属する金銭を預け入れる口座である（八谷博喜「民事信託における信託財産の独立性とドイツ特別口座（Anderkonto）の一考察」澁谷彰久ほか編『成年後見・民事信託の実践と利用促進』482頁〔日本加除出版、2021年〕）。

(226) 大貫正男「民事信託の担い手と受託者の拡充～任意後見制度と民事信託の連携・

共存を実現させるために～」澁谷彰久ほか編『成年後見・民事信託の実践と利用促進』65頁〔日本加除出版、2021年〕。

(227) 法務省民事局参事官室「信託法改正要綱試案 補足説明」1頁（2005年7月26日公表）。

(228) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』13頁（商事法務、2008年）。諮問70号では、「忠実義務等の内容を適切な要件の下で緩和」することが諮問事項として掲げられている。しかし、この意味が「受託者の義務の内容を適切な要件の下で合理化」することかは、明らかではない。

(229) 立案担当者は、善管注意義務および忠実義務については、任意規定であることを明らかにしたとする（前掲注（228）112頁、118頁（注2））。なお、沖野眞已教授は、「『受託者の義務が任意規定化された』という表現を用いることには慎重さが必要である」という（沖野眞已「受託者の『忠実義務の任意規定化』の意味」野村豊弘先生古稀記念『民法の未来』459頁〔商事法務、2014年〕）。

(230) Oakley, *supra* note 85, at 894.

(231) 〔善管注意義務〕

道垣内弘人教授は、善管注意義務について、「信託という制度が他者の利益のために受託者が財産の管理等を行う者である以上、・・・『何らの注意も要しない』とすることは許されない」とし、「その定めには合理性が要求される」と指摘する（道垣内・前掲注（45）183頁）。また、立案担当者も、「信託が、委託者および受益者の受託者に対する信認関係を基礎とする財産管理制度であることに鑑みると、信託行為の定めをもってしても、受託者の善管注意義務を完全に免除することは、信託の本質に反し許されない」という（寺本・前掲注（228）113頁（注3））。

また、沖野眞已教授は、善管注意義務自体を排除することも認められるが、それが認められるには「当該信託においてはそれ

が合理的であるという事情が背景にある場合」またはその必要性がある場合に、限られるとする（道垣内弘人編『条解信託法』181頁〔沖野眞巳〕〔弘文堂、2017年〕）。〔忠実義務〕

立案担当者は、「忠実義務を完全に免除するという定めが信託行為に置かれたときには、委託者は信託を設定するという意思をそもそも有していなかったものとみて、信託自体の無効を来すと解するのが合理的であると認められる場合」もあると指摘する（寺本・前掲注（228）119頁）。

能見善久教授は、忠実義務の任意規定化について、「禁止が解除された場合にも、利益相反行為をしてよいというだけで、損害を生じさせてよいということまで意味しないと考えるのが適当である」という（能見善久「シンポジウム 信託法改正の論点総論」信研30号13頁〔2005年〕）。

なお、同じように利益相反取引を禁止している会社法356条は、利益相反取引について民法108条の適用を排除するに過ぎず、

仮にその取引に関し任務懈怠（善管注意義務違反等）のある行為者（取締役）は、損害賠償義務を負うとし、免責の効果はないと解されている（江頭憲治郎『会社法〔第8版〕』462頁〔有斐閣、2021年〕）。信託法31条の解釈においても、同様に解するものとして、寺本・前掲注（228）125（注7）、能見・前掲13頁がある。

(232) 新井誠教授は、信託監督人が高齢者・障害者を当事者とする信託において、信託監督人は保護機能を果たせないと指摘する（新井・前掲注（224）516頁）。

(233) 寺本・前掲注（228）170頁。

(234) 寺本・前掲注（228）172頁（注2）。

(235) 道垣内・前掲注（45）217頁。

(236) 落合誠一編『会社コンメンタール 機関（2）』117頁〔久保田光昭〕（商事法務、2009年）。

(237) 新たな信託法では、「遺言代用信託」、「跡継ぎ遺贈型の受益者連続信託」という二つの家族信託に関する規定が整備された（同法90条、91条）。

（さとう・つとむ）